

全国卸商業団地厚生年金基金規約

全国卸商業団地厚生年金基金

平成 28 年 3 月 8 日適用

目 次

第1章 総 則（第1条～第6条）	1
第2章 代議員及び代議員会（第7条～第26条）	4
第3章 役員及び職員（第27条～第40条）	8
第4章 加入員（第41条～第45条）	11
第5章 標準給与及び個人別勘定残高（第46条～第48条の2）	13
第6章 給 付.....	14
第1節 通 則（第49条～第55条）	14
第2節 第1種退職年金（第56条～第59条の3）	19
第3節 第2種退職年金（第60条～第63条の3）	22
第4節 遺族一時金（第64条～第66条）	25
第5節 脱退一時金（第67条～第70条）	27
第7章 福祉施設（第71条）	27
第8章 年金通算	28
第1節 中途脱退者の選択（第72条～第74条）	28
第2節 他制度等への移換（第75条～第78条の2）	29
第3節 削除	
第4節 加入員への説明（第78条の4）	30
第9章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約並びに業務の委託 （第79条～第81条）	30
第10章 費用の負担（第82条～第88条の3）	33
第11章 財務及び会計（第89条～第98条）	36
第12章 解散及び清算（第99条～第103条）	37
第13章 雑 則（第104条～第112条）	44
附 則.....	47
別 表.....	79

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(法令の規定に関する読替え)

第1条の2 この規約において引用する次の表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。

第1条の2の表

左欄	右欄
法	平成25年改正法
第81条の3	第81条の3
第85条の3	第85条の3
第100条の10第1項（第34号に係る部分に限る。）	第100条の10第1項（第34号に係る部分に限る。）
第106条から第110条まで	第106条から第110条まで
第114条から第120条の4まで	第114条から第120条の4まで
第121条（法第147条の5第1項において準用する場合を含む。）	第121条（改正前厚生年金保険法第147条の5第1項において準用する場合を含む。）
第122条から第130条まで	第122条から第130条まで
第130条の2第1項、第2項（法第136条の3第2項において準用する場合を含む。）及び第3項	第130条の2第1項、第2項（改正前厚生年金保険法第136条の3第2項において準用する場合を含む。）及び第3項
第130条の3から第136条の5まで	第130条の3から第136条の5まで
第138条から第146条の2まで	第138条から第146条の2まで
第147条の2から第148条まで	第147条の2から第148条まで
第170条から第174条まで	第170条から第174条まで
第176条から第177条まで	第176条から第177条まで
第177条の2第1項	第177条の2第1項
第178条	第178条
第179条第1項から第4項ま	第179条第1項から第4項ま

	で及び第5項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）		で及び第5項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）
	第180条から第181条まで		第180条から第181条まで
	附則第30条第1項及び第2項、第31条並びに第32条		附則第30条第1項及び第2項、第31条並びに第32条
法第136条において準用する法第36条第1項及び第2項、第37条、第39条第2項前段並びに第40条から第41条まで		平成25年改正法附則第5条第1項第1号の規定によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第136条において準用する改正前厚生年金保険法第36条第1項及び第2項、第37条、第39条第2項前段並びに第40条から第41条まで	
法第141条第1項において準用する法第83条、第84条、第85条及び第86条から第89条まで		平成25年改正法附則第5条第1項第1号の規定によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第141条第1項において準用する改正前厚生年金保険法第83条、第84条、第85条及び第86条から第89条まで	
法第148条第2項及び第178条第2項において準用する法第100条第2項において準用する法第96条第2項		平成25年改正法附則第5条第1項第1号の規定によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第148条第2項及び第178条第2項において準用する改正前厚生年金保険法第100条第2項において準用する改正前厚生年金保険法第96条第2項	
法第148条第2項及び第178条第2項において準用する法第100条第3項		平成25年改正法附則第5条第1項第1号の規定によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第148条第2項及び第178条第2項において準用する改正前厚生年金保険法第100条第3項	
法第174条において準用する法第98条第1項から第3項まで及び第4項本文		平成25年改正法附則第5条第1項第1号の規定によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第174条において準用する改正前厚生年金保険法第98条第1項から第3項まで及び第4項本文	
厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）	第1条から第24条の2まで	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号。以下「平成26年経過措置政令」という。）第3条第2項の規定により	第1条から第24条の2まで
	第24条の3（第1号に係る部分に限り、基金令第58条において準用する場合を含む。）		第24条の3（第1号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第58条において準用する場合を含む。）
	第25条から第29条まで		第25条から第29条まで
	第30条第1項（基金令第31条第2項において準用する場合を含む。）、第2項及び第3項		第30条第1項（廃止前厚生年金基金令第31条第2項において準用する場合を含む。）、第2項及び第3項
	第31条から第41条の3の3まで		第31条から第41条の3の3まで
第41条の3の4（基金令第41条の7において準用する場		第41条の3の4（廃止前厚生年金基金令第41条の7にお	

	合を含む。)	なお効力を有するものとされた、同政令第2条第8号に規定する廃止前厚生年金基金令(以下「廃止前厚生年金基金令」という。)	いて準用する場合を含む。)
	第41条の3の5		第41条の3の5
	第41条の4		第41条の4
	第41条の5(第3号を除く。)		第41条の5(第3号を除く。)
	第41条の6		第41条の6
	第42条から第48条まで		第42条から第48条まで
	第55条の2第1項(第1号に係る部分に限り、同条第2項において準用する場合を含む。)		第55条の2第1項(第1号に係る部分に限り、同条第2項において準用する場合を含む。)
	第55条の3		第55条の3
	第55条の4第1項及び第2項		第55条の4第1項及び第2項
	第56条から第60条まで		第56条から第60条まで
	第60条の2(第5項を除く。)		第60条の2(第5項を除く。)
	第60条の3		第60条の3
	第62条		第62条
	第63条		第63条
	附則第2条、第5条、第7条及び第8条	附則第2条、第5条、第7条及び第8条	
厚生年金基金規則(昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。)	第1章(第1条及び第66条を除く。)	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成26年厚生労働省令第20号。)第17条の規定によりなお効力を有するものとされた、同省令同条に規定する廃止前厚生年金基金規則	第1章(第1条及び第66条を除く。)
	第3章(第74条の3第3項及び第4項、第75条第1項(第1号及び第17号に係る部分に限る。)、第76条、第81条から第83条まで並びに第88条を除く。)		第3章(第74条の3第3項及び第4項、第75条第1項(第1号及び第17号に係る部分に限る。)、第76条、第81条から第83条まで並びに第88条を除く。)
	附則第2項及び第7項		附則第2項及び第7項

(名 称)

第2条 この基金は、全国卸商業団地厚生年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

東京都港区赤坂5丁目1番31号

(設立事業所の範囲)

第4条 この基金の設立事業所(この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう。以下同じ。)となることができる厚生年金保険の適用事業所の範囲は、次の各号に掲げる適用事業所とする。ただし、この基金の設立事業所が、第1号に掲げる協同組合の設立区域以外に本社又は営業所等を有する場合は、当該本社又は営業所等を設立事業所とすることができる。

(1) 別表第1-1に掲げる協同組合の組合員(準組合員及び賛助会員を含む。)である事業所

(2) 前号に掲げる事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする法人又は団体の事務所

(設立事業所の名称及び所在地)

第5条 この基金の設立事業所の名称及び所在地は、別表第1-2のとおりとする。

(公告の方法)

第6条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 基金令第3条、第4条、第41条の2、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第7条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定 数)

第8条 この基金の代議員の定数は、40人とし、その半数は、設立事業所の事業主(以

下「事業主」という。)において事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

(任期)

第9条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第10条 加入員において互選する代議員(以下「互選代議員」という。)の選挙区は、全設立事業所を通じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第11条 互選代議員の任期満了による総選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後20日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも15日前に公示しなければならない。

4 前項の規定による公示の方法は、第6条第1項の規定を準用する。(以下第13条第3項、第15条第4項及び第18条において同じ。)

(互選代議員の選挙の方法)

第12条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数をこえない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(当選人)

第13条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては同条同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規程)

第14条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第15条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の総選挙の日に行う。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する設立事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公示しなければならない。

(通常代議員会)

第16条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第17条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第18条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公示しなければならない。

(定足数)

第19条 代議員会は、代議員の定数（第21条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(代議員会の議事)

第20条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席

した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（基金令第2条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第18条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

（代議員の除斥）

第21条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

（代理）

第22条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

（代議員会の公開）

第23条 代議員会は、公開とする。ただし、代議員会の議決を経て非公開とすることができる。

（代議員会の議決事項）

第24条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金
- (6) その他重要な事項

（会議録）

第25条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数

- (3) 出席した代議員の氏名及び第22条の規定により代理された代議員の氏名
 - (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議決した事項及び可否の数
 - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。
- 4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。
- (代議員会の会議規則)
- 第26条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

- (役員)
- 第27条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。
- (役員の数及び選任)
- 第28条 理事の定数は、18人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。
- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから理事が選挙する。
 - 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
 - 4 理事のうち1人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
 - 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちからそれぞれ1人を選挙する。
- (役員任期)
- 第29条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期

間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員の解任)

第30条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 理事にあつては、第39条の規定に違反したとき。

(役員の選挙執行規程)

第31条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第32条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第33条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第34条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

(1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案

(2) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分

(3) 事業運営の具体的方針

(4) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する基本方針

- (5) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めもの
(理事会の議事)

第35条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 理事会に出席することの出来ない理事は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第36条 理事会の会議録については、第25条第1項及び第2項の規定を準用する。
(役員の職務)

第37条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。

3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。

4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事がこの基金を代表する。

7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第38条 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第39条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして基金規則第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職員)

第40条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関する給与、旅費、その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入員

(加入員及び加算適用加入員)

第41条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、法第2条の5第1項第1号に規定する第1号厚生年金被保険者（法第126条、第127条又は法附則第4条の4第2項の規定によりこの基金の加入員とならなかった被保険者を除く。）とする。

2 前項の加入員のうち、65歳未満の者（ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）に基づいた技能実習制度推進事業運営基本方針（平成5年4月5日厚生労働大臣公示）に定める技能実習生を除く。）を加算適用加入員とする。

(資格取得の時期)

第42条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

- (1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) 設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第43条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号若しくは第7号に該当するに至ったとき、又は第6号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 設立事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。
- (4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70歳に達したとき。
- (6) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。
- (7) 法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者、同項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者又は同項第4号に規定する第4号厚生年金被保険者となったとき。

(資格得喪に関する特例)

第44条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間及び加算適用加入員期間)

第45条 加入員期間を計算する場合には、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までの期間（以下「加入員期間」という。）をこれに算入する。

- 2 前項の規定にかかわらず、加算年金額、遺族一時金額及び脱退一時金額の算定における加入員期間は、65歳に達した月の前月までの期間（以下「加算適用加入員期間」という。）をこれに算入する。
- 3 加入員の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間及び加算適用加入員期間を合算する。ただし、第67条に規定する脱退一時金の支給を受けた者に係る加算適用加入員期間又は第77条から第78条の2までの規定に基づき脱退一時金相当額の移換を行った者に係る加算適用加入員期間については、この限りでない。

第5章 標準給与及び個人別勘定残高

(給与の範囲)

第46条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、次の各号に掲げる標準給与の区分に応じ、当該各号に定める範囲とし、法第129条第2項に規定する事業所で受ける給与の範囲についても同様とする。

(1) 報酬標準給与 法第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲

(2) 賞与標準給与 法第3条第1項第4号に規定する賞与の範囲

(標準給与の基準)

第47条 標準給与は、加入員の給与の額に基づき、法第20条に規定する標準報酬月額及び法第24条の4に規定する標準賞与額の例によって定める。

(給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)

第48条 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第21条から第25条までの規定の例による。

(個人別勘定残高)

第48条の2 年金給付及び一時金給付の算定にあたっては、標準給与のほか個人別勘定残高を用いるものとする。

2 個人別勘定残高は、次の各号に定める額の合計額(年度ごとに円未満の端数は四捨五入する。)とする。

(1) 加算適用加入員の資格を取得した月から加算適用加入員の資格を喪失した月の前月までの毎月の報酬標準給与の月額に1000分の9を乗じて得た額(円未満の端数は四捨五入する。以下「拠出付与額」という。)のうち当年度の拠出付与額の累計額

(2) 当年度におけるそれぞれの拠出付与額に当年度末(ただし、当年度中に加算年金に相当する年金の支給を開始することとなるときは、加算年金に相当する年金の支給を開始する月(以下「加算年金支給開始月」という。)の前月)までのそれぞれの経過月数に応じた利息付与率を乗じて得た額

(3) 前年度末における個人別勘定残高

(4) 前年度末における個人別勘定残高に当年度末(ただし、当年度中に加算年金に相当する年金の支給を開始することとなるときは、加算年金支給開始月の前月)までの経過月数に応じた利息付与率を乗じて得た額

3 前項第2号及び第4号の利息付与率は1.5%とする。

第6章 給付

第1節 通則

(給付の種類)

第49条 この基金が行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 第1種退職年金
- (2) 第2種退職年金
- (3) 遺族一時金
- (4) 脱退一時金

(裁定)

第50条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本年金額及び加算年金額)

第51条 基本年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額（法第26条第1項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額による報酬標準給与の月額とする。次項において同じ。）と賞与標準給与の額の総額を加入員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の1000分の5.558（別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額から、法附則第32条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与額の1,000分の5.481（別表第2の3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に同項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であつて、この基金の加入員又は加入員であった者が法第78条の2に定める第1号改定者（以下「第1号改定者」という。）又は法第78条の14に定める特定被保険者（以下「特定被保険者」という。）に該当し

た場合の基本年金額は、前項の規定にかかわらず、当該改定前の標準報酬を基準として計算した前項に掲げる基本年金額に相当する額から次の第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（次条第1項において「減額相当額」という。）を控除して得た額とする。

- (1) 加入員であった全期間の各月の報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額（当該改定に係る期間については、改定前の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額。以下この号において同じ。）の総額を加入員期間の月数で除して得た額の1,000分の5.481（別表第2の3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。以下この号及び次号において同じ。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額から、法附則第32条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の各月の報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額の総額を同項の認可の日以降の加入員であった期間の月数で除して得た額の1,000分の5.481に相当する額に同項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額を控除して得た額
 - (2) 加入員であった全期間の各月の報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額（当該改定に係る期間については、改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額。以下この号において同じ。）の総額を加入員期間の月数で除して得た額の1,000分の5.481に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額から、法附則第32条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の各月の報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額の総額を同項の認可の日以降の加入員であった期間の月数で除して得た額の1,000分の5.481に相当する額に同項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額を控除して得た額
- 3 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金」という。）の支給繰上げの請求をした者（当該支給繰上げの請求をした日（以下この項において「請求日」という。）の属する月前における加入員であった期間が1月以上である者に限る。）の基本年金額は、前2項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 前2項に定める基本年金額に相当する額
 - (2) 前2項に定める基本年金額に相当する額（請求日の属する月前における加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）に減額率（1,000分の5に

請求日の属する月から65歳（法附則第8条の2各項の表の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。）に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額

4 法第44条の3第1項の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者（当該繰下げの申出に係る老齢厚生年金の受給権を取得した月前における加入員であった期間が1月以上である者に限る。）の基本年金額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額

(2) 第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額（老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月（以下「受給権取得月」という。）の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）に当該支給停止に係る平均支給率（受給権取得月（受給権取得月から老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした日（以下「申出日」という。）の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率（当該各月のうち、加入員又は加入員であった老齢厚生年金の受給権者が法第46条第1項に規定する属する月にあっては第59条第3項により支給停止することができる額を第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額（受給権取得月の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）で除して得た率を1から控除して得た率とし、当該属する月でない月においては1とする。）を合算して得た率を受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に、当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令第3条の5の2に規定する増額率（1,000分の7に受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額

5 加算年金額は、加算年金支給開始月における個人別勘定残高（100円未満の端数は100円に切り上げる。）を、別表第3に定める加算年金換算率で除して得た額とする。

（端数処理）

第52条 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを

1 円に切り上げるものとする。ただし、前条に規定する基本年金額を計算する過程において、法附則第32条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与額の1,000分の5.481（別表第2の3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に同項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとし、減額相当額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

3 前2項の端数処理は、基本年金額及び加算年金額のそれぞれについて行うものとする。

（支給期間及び支払期月）

第53条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第59条第2項及び第3項の規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同条第2項及び第3項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全額又は一部は、支給しない。

3 年金は、次の表に掲げる区分にしたがい、同表に定める支払期月に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円 未 満
支払期月	2月、4月 6月、8月 10月、12月	4月、8月 12月	6月、12月	8月

4 加入員である第2種退職年金の受給権者が、各月末日に第43条第2号から第4号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失した場合であって、当該喪失したこと

に伴い第1種退職年金の受給権者となる場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、第2種退職年金の支給は、権利が消滅した月の前月で終わるものとし、第1種退職年金の支給は年金を支給すべき事由が生じた月から始めるものとする。

(生存に関する書面の提出)

第53条の2 年金給付の受給権者は、生存に関する書面を別に定める給付規程の規定するところにより提出しなければならない。ただし、年金の額の全部につき支給が停止されているとき又はこの基金が当該年金給付の受給権者の生存の事実を確認することができるとき(基金規則第24条に規定する本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。)は、この限りでない。

(所在不明の届出等)

第53条の3 年金給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1月以上明らかでないときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書をこの基金に提出しなければならない。

(1) 所在不明となった受給権者の氏名及び性別

(2) 受給権者と同一世帯である旨

(3) 年金証書の番号

2 この基金は、前項の届書が提出されたときには、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面の提出を求めることができる。

3 前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、当該書面をこの基金に提出しなければならない。

(未支給の給付)

第54条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、厚生年金保険法施行令第3条の2に規定する順序による。

- 4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の保護)

第55条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、第1種退職年金、第2種退職年金又は脱退一時金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第2節 第1種退職年金

(支給要件)

第56条 第1種退職年金は、加入員又は加入員であった者が次の各号のいずれかに該当する場合（死亡を除く。）に、その者に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が10年以上である者が、60歳に達した後に加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして60歳に達したとき。
- (2) 加算適用加入員期間が10年以上である者が、65歳に達したとき。

(年金額)

第57条 第1種退職年金の額は、基本年金額と加算年金額とを合算した額とする。ただし、第1種退職年金の受給権者が繰上げ支給の老齢厚生年金を受給している場合を除き、65歳（別表第2の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に達するまでの間の基本年金額は支給しない。

- 2 第1種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員及び加算適用加入員であった期間は、その計算の基礎としない。
- 3 加入員である第1種退職年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月（第43条第2号から第4号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失した場合にあっては、同各号のいずれかに該当するに至った日から起算して1月を経過した日の属する月）から、第2号、第3号又は第4号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
 - (2) 法附則第8条及び法附則第8条の2の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を取得したとき。
 - (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
 - (4) 65歳に達したとき。
- 4 加算適用加入員である第1種退職年金の受給権者が、脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき、又は65歳に達したときは、第2項の規定にかかわらず、該当するに至った日の属する月前における加算適用加入員であった期間を加算年金額の計算の基礎とするものとし、該当するに至った日の属する月（第43条第2号から第4号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失した場合にあっては、同各号のいずれかに該当するに至った日から起算して1月を経過した日の属する月、65歳に達したときは65歳に達した日の属する月の翌月）から、その額を改定する。ただし、改定後の額が従前の加算年金額に満たないときは、従前の加算年金額とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、加入員である第1種退職年金の受給権者のうち、法附則第7条の3による老齢厚生年金の受給権者が第1号若しくは第3号に該当するに至ったとき、又は法附則第13条の4第3項の規定による老齢厚生年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月（第43条第2号から第4号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失した場合にあっては、同各号のいずれかに該当するに至った日から起算して1月を経過した日の属する月）から、第2号又は第3号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。ただし、改定後の基本年金額の計算において第51条第3項の例により計算している部分については、引き続き同条同項の例により計算するものとする。
- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。ただし、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者にあっては、65歳に達している者に限るものとし、法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者にあっては、別表第2の2に掲げる年齢に達している者に限るものとする。

(2) 法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき。

(3) 65歳に達したとき。

6 この基金は、第1種退職年金の受給権者について法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であつて、当該受給権者が第1号改定者又は特定被保険者に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額（当該受給権者が加入員である場合は、法第78条の2第2項の規定による標準報酬改定請求又は法第78条の14第1項の規定による請求（併せて「改定請求」という。以下同じ。）のあつた日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となつた加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。）を基本年金額の計算の基礎とするものとし、改定請求のあつた日の属する月の翌月から、その額を改定するものとする。

7 この基金は、法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第1号改定者又は特定被保険者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れるものとする。

(失 権)

第58条 第1種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(支給停止)

第59条 第1種退職年金は、加入員である受給権者が65歳に達するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

2 加入員である第1種退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、前項の規定にかかわらず、法附則第7条の6第5項の各号、法附則第13条第4項の各号（第3号及び第4号を除く。）又は法附則第13条の7第5項の各号（第2号を除く。）に掲げる場合に依り、基本年金額に相当する額のうち、当該各号に定める額を超える部分について、その支給を停止する。

3 加入員である第1種退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者については、当該老齢厚生年金が平成25年改正法附則第86条の規定によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第46条第5項において読み替えられた同条第1項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合は、基本年金額（第51条第4項に該当する者にあつては同項第2号に規定する額を除く。以下この項におい

て同じ。)に相当する額の支給を停止する。ただし、基本年金額に相当する額のうち、法第133条の2第3項の各号に規定する支給を停止することができる額が、加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額に満たないときは、基本年金額に相当する部分の支給の停止は行わない。

- 4 前2項に規定する当該各号に定める額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(受給権者の申出による支給停止)

第59条の2 この基金は、第1種退職年金の受給権者が法第38条の2第1項の規定による支給停止の申出をした場合であって、当該受給権者がこの基金に支給停止の申出をしたときは、同条第3項の撤回をするまでの間、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。ただし、前条の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第59条の3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに当該老齢厚生年金の請求をしないときは、当該老齢厚生年金の受給権取得月の翌月から支給繰下げの申出日(法第44条の3第2項第2号に該当する者にあつては、同項に定める申出があつたものとみなされる日)の属する月までの間、その額のうち、基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

- 2 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合は、老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに老齢厚生年金の繰下げを行う旨をこの基金に申し出なければならない。
- 3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行う場合はその旨をこの基金に申し出なければならない。
- 4 第1項の規定に基づき基本年金額の支給を停止されていた者が老齢厚生年金の支給の繰下げを撤回する場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。この場合、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って第1項の支給の停止を解除するものとする。

第3節 第2種退職年金

(支給要件)

第60条 第2種退職年金は、加入員又は加入員であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その者が第1種退職年金の受給権を有しないときに、その者に支給する。

- (1) 加入員が、65歳（別表第2の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。以下本号において同じ。）に達した後に加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして65歳に達したとき。
- (2) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (3) 加入員又は加入員であった者が特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (4) 加入員又は加入員であった者が繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (5) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が、法第43条第3項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。
- (6) 老齢厚生年金の受給権者で当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が法第43条第3項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。
- (7) 繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者で当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が法第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(年金額)

第61条 第2種退職年金の額は、基本年金額に相当する額とする。

2 第57条第2項の規定は、第2種退職年金の額についても準用する。この場合において、同条同項中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

3 加入員である第2種退職年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月（第43条第2号から第4号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失した場合にあっては、同各号のいずれかに該当するに至った日から起算して1月を経過した日の属する月）から、第2

号、第3号又は第4号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 65歳に達したとき。

4 前項の規定にかかわらず、加入員である第2種退職年金の受給権者のうち、法附則第7条の3による老齢厚生年金の受給権者が第1号若しくは第3号に該当するに至ったとき、又は法附則第13条の4第3項の規定による老齢厚生年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を第2種退職年金の額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月（第43条第2号から第4号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失した場合にあっては、同各号のいずれかに該当するに至った日から起算して1月を経過した日の属する月）から、第2号又は第3号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。ただし、改定後の第2種退職年金の計算において第51条第3項の例により計算している部分については、引き続き同条同項の例により計算するものとする。

- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。ただし、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者にあっては、65歳に達している者に限るものとし、法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者にあっては、別表第2の2に掲げる年齢に達している者に限るものとする。
- (2) 法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき。
- (3) 65歳に達したとき。

5 この基金は、第2種退職年金の受給権者について法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、当該受給権者が第1号改定者又は特定被保険者に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額（当該受給権者が加入員である場合は、改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に第2種退職年金の額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。）を第2種退職年金の額の計算の基礎とす

るものとし、改定請求のあった日の属する月の翌月から、その額を改定するものとする。

6 この基金は、法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第1号改定者又は特定被保険者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れるものとする。

(失 権)

第62条 第2種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したとき、又は第1種退職年金の受給権を取得したときは、消滅する。

(支給停止)

第63条 第2種退職年金は、加入員である受給権者が65歳に達するまでの間は、その支給を停止する。

2 第59条第2項から第4項までの規定は、加入員である第2種退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者について、第3項及び第4項の規定は、加入員である第2種退職年金の受給権者のうち、法第42条の規定による老齢厚生年金の受給権者について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と、「基本年金額に相当する額」とあるのは「第2種退職年金の額に相当する額」と、それぞれ読み替えるものとする。

(受給権者の申出による支給停止)

第63条の2 第59条の2の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第59条の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と、「基本年金額」とあるのは「第2種退職年金の額」と、それぞれ読み替えるものとする。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第63条の3 第59条の3の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第59条の3の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と、「基本年金額」とあるのは「第2種退職年金の額」と、それぞれ読み替えるものとする。

第4節 遺族一時金

(支給要件)

第64条 遺族一時金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が3年未満である加算適用加入員が60歳に達した後死亡したとき。
- (2) 加算適用加入員期間が3年以上である加算適用加入員が死亡したとき。
- (3) 第56条に規定する加算適用加入員期間を満たしている者が、加入員の資格を喪失した後、同条に規定する年齢に達するまでの間に死亡したとき。
- (4) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、20年を経過する前に死亡したとき。

(一時金の額)

第65条 遺族一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当する場合

加算適用加入員でなくなったときにおける個人別勘定残高（100円未満の端数は100円に切り上げる。）

- (2) 前条第3号に該当する場合

死亡したときにおける個人別勘定残高（100円未満の端数は100円に切り上げる。）

- (3) 前条第4号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額（額の改定がある場合は改定後の額とする。）に、残余保証期間に応じ、別表第7に定める率を乗じて得た額

- 2 残余保証期間に1年未満（月単位）の端数がある場合における遺族一時金の額の算出にあたっては、別表第7に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき算出した額とする。

(遺族)

第66条 遺族一時金を受けることができる遺族は、次の各号に定める者とする。

- (1) 死亡した加算適用加入員又は加算適用加入員であった者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、その者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 死亡した加算適用加入員又は加算適用加入員であった者の子（その者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した加算適用加入員又は加算適用加入員であった者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族

- 2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

- 3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全

員に対してしたものとみなす。

第5節 脱退一時金

(支給要件)

第67条 脱退一時金は、加算適用加入員が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が3年未満の加入員が60歳に達した後脱退により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加算適用加入員期間が3年以上10年未満の加入員が、脱退により加入員の資格を喪失したとき。
- (3) 加算適用加入員期間が10年未満の加入員が、65歳に達したとき。

(一時金の額)

第68条 脱退一時金の額は、加算適用加入員でなくなったときにおける個人別勘定残高(100円未満の端数は100円に切り上げる。)とする。

(支給の効果)

第69条 脱退一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加算適用加入員の資格を取得したときは、その者に係る第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分、遺族一時金又は脱退一時金の支給要件の判定及び給付の額の算定にあたっては、既に支給を受けた脱退一時金の計算の基礎となった再加入前の加算適用加入員期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(失 権)

第70条 脱退一時金の受給権は、受給権者が加算適用加入員となったとき、又は第1種退職年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第7章 福祉施設

(福祉施設)

第71条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第8章 年金通算

第1節 中途脱退者の選択

(中途脱退者)

第72条 中途脱退者とは、加入員の資格を喪失した者（加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。）であって加入員期間が20年未満であり、かつ、第67条に該当する者をいう。

第73条 削除

(脱退一時金の選択)

第74条 この基金は、中途脱退者に対し、この基金の加入員の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。

- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
- (2) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。
- (3) 速やかに脱退一時金相当額を企業年金連合会（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第91条の2に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）へ移換すること。
- (4) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会へ移換すること。

2 前項第2号又は第4号を選択した中途脱退者は、この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、速やかに脱退一時金を受給すること、又は、確定給付企業年金（当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められている場合に限る。）若しくは確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

3 第1項第4号を選択した中途脱退者は、この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、連合会への脱退一時金相当額の交付を申し出ることができる。

4 この基金は、加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間において、連合会への脱退一時金相当額の移換の申出がない中途脱退者に対し脱退一時金を支給する。

5 第1項第3号及び第4号並びに第2項及び第3項の脱退一時金相当額の移換について

は第77条から第78条の2までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

- 6 中途脱退者が、脱退一時金の支給前に、又は、脱退一時金相当額の連合会、確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換前に、再びこの基金の加入員となった場合には、当該脱退一時金の支給、又は、当該脱退一時金相当額の連合会、確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換は行わない。ただし、当該中途脱退者が脱退一時金の支給、又は、当該脱退一時金相当額の連合会、確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換を基金へ申し出たときは、この限りでない。
- 7 前項の申出は、当該中途脱退者が再びこの基金の加入員となった日から速やかに行わなければならない。
- 8 この基金は、第1項第3号若しくは第4号を選択、又は第2項若しくは第3項の申出に基づき脱退一時金相当額の移換をしたときは、当該中途脱退者への脱退一時金の支給の義務を免れる。

第2節 他制度等への移換

第75条 削除

第76条 削除

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第77条 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

(確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第78条 この基金の中途脱退者は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第78条の2 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。以下この条において同じ。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下この条において同じ。）の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関（同法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下この条において同じ。）又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

第3節 削除

第78条の3 削除

第4節 加入員への説明

(加入員への説明)

第78条の4 この基金は、加入員がその資格を取得したとき又はその資格を喪失したときは、第72条、第74条及び第77条から第78条の2までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき、当該加入員に対して説明しなければならない。

第9章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約

並びに業務の委託

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第79条 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、生命保険会社と自己を保険金受取人と

する保険契約を、信託会社と自己を受益者とする信託契約を、金融商品取引業者と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、信託会社と自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。

3 この基金は、法第136条の3第1項第4号の規定に基づき、金融機関等を相手方とする預金又は貯金の契約を締結する。

4 第1項の規定により締結する保険契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金（以下「保険金」という。）は、次に掲げる場合に支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、法第144条の6第2項、平成25年改正法附則第42条第2項又は改正前確定給付企業年金法（平成25年改正法附則第5条第1項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた、同法附則第3条第3号に規定する改正前確定給付企業年金法をいう。以下同じ。）第115条の3第2項の規定に基づき中途脱退者等に係る脱退一時金相当額の移換を行うとき。

ウ 政府が、法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者又は特定被保険者の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。

(2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。

(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(4) 保険料と保険金は相殺しないものであること。

5 第1項の規定により締結する信託契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金（以下「支払金」という。）は、次に掲げる場合に支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、法第144条の6第2項、平成25年改正法附則第42条第2項又は改正前確定給付企業年金法第115条の3第2項の規定に基づき中途脱退者等に

に係る脱退一時金相当額の移換を行うとき。

ウ 政府が、法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者又は特定被保険者の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。

エ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは、相殺しないものであること。

6 第2項の年金特定信託契約の内容は、基金令第30条の2に規定するもののほか、前項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第79条の2 前条第1項から第3項までの契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

(1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称

(2) 保険料又は信託金の払込割合

(3) 基金に支払うべき保険料又は支払金の負担割合

2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。

4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更であって年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、運用管理規程の定めるところにより、理事長の専決をもって決定することができる。

5 理事長は前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(年金給付等積立金の運用)

第79条の3 この基金は、年金給付等積立金の運用に関して、毎年3月、6月、9月及び12月の末日において、法第136条の3第1項の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認するものとする。

2 この基金は、前項に規定する構成割合の確認については、法第136条の3第1項の規定による運用に係る長期にわたり維持すべき資産の構成割合との比較のうえで行うものとする。

(年金給付等積立金の積立て)

第80条 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付等積立金を積

み立てなければならない。

(業務の委託)

第81条 この基金は、住友生命保険相互会社に、次の各号に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金に関する事務
- (4) 副本管理に関する事務
- (5) 副本管理に付随する事務

2 この基金は、前項に規定する事務のほか、連合会に、加入員又は加入員であった者に年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うために必要となるその者の一部の者又は全部の者に関する情報の収集、整理又は分析に関する事務を委託する。

3 この基金は、前2項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する事務を委託することができる。

4 この基金は、前3項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社に、運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。

第10章 費用の負担

(基本掛金)

第82条 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、基本掛金を徴収する。

2 前項の基本掛金の額は、第1号に定める基本標準掛金の額と第2号に定める特別掛金の額を合算した額とする。

- (1) 基本標準掛金 加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ100分の0を乗じて得た額
- (2) 特別掛金 加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1000分の3を乗じて得た額

3 この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る基本掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項の規定により算定される基本掛金の額

(2) 報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額の計算の基礎となる給与の額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の額の割合

4 この基金が解散したときに、年金経理に属する資産額が第101条に規定する最低責任準備金の額に満たないときは、解散時における最低責任準備金の額と年金経理に属する資産額の差額（以下「年金経理不足額」という。）を算出し、当該年金経理不足額を特別掛金として解散日現在の設立事業所の事業主から徴収する。

5 前項に規定する年金経理不足額の徴収は、当該年金経理不足額を解散日現在の設立事業所の加入員の報酬標準給与の月額の総額に応じて按分して得た額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

6 前2項に定めるところにより、この基金の清算人が年金経理不足額の納入の告知をしたときは、解散日現在の設立事業所の事業主は、納入の告知の日から10日以内に当該年金経理不足額を納付しなければならない。

(加算標準掛金)

第83条 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分、遺族一時金及び脱退一時金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、加算標準掛金を徴収する。

2 前項の加算標準掛金の額は、加算適用加入員の報酬標準給与の月額に1000分の9を乗じて得た額とする。

(掛金の負担割合)

第84条 事業主は、前2条に定める掛金を負担する。

第84条の2 削除

(掛金の納付義務及び掛金の源泉控除)

第85条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

2 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金（加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金）を報酬から控除することができる。

3 事業主は、加入員に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、加入員の負担すべき掛金のうち賞与標準給与の額に係る掛金を賞与から控除することができる。

4 事業主は、前2項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(徴収金)

第86条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金の支給に要する費用の一部に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法附則第32条第2項第4号により読み替えられた法第140条第3項及び第4項の規定により算定された徴収金を徴収する。

(事務費掛金)

第87条 この基金は、第82条及び第83条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため、毎月事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に1000分の2を乗じて得た額とする。

3 第1項の事務費掛金は、事業主が全額負担する。

4 この基金は、解散時において業務経理に属する資産額が清算終了までの間の業務の執行に要すると見込まれる額（以下「清算業務所要額」という。）に満たないと見込まれるときは、清算業務所要額と業務経理に属する資産額の差額の見込額（以下「業務経理不足見込額」という。）を算出し、当該業務経理不足見込額を事務費掛金として設立事業所の事業主から徴収する。

5 この基金の清算期間中において、なお清算業務所要額に不足額（以下「業務経理不足額」という。）が見込まれるときは、この基金の清算人は、当該業務経理不足額を事務費掛金として解散日現在の設立事業所の事業主から徴収する。

6 前項に規定する業務経理不足額の徴収は、当該業務経理不足額を解散日現在の設立事業所の加入員の報酬標準給与の月額の総額に応じて按分して得た額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

7 前2項に定めるところにより、この基金の清算人が業務経理不足額の納入の告知をしたときは、解散日現在の設立事業所の事業主は、納入の告知の日から10日以内に当該業務経理不足額を納付しなければならない。

(政府負担金)

第88条 この基金は、改正法附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

(給付現価負担金)

第88条の2 この基金は、法附則第30条の規定により政府から過去期間代行給付現価

に係る負担金を受け入れるものとする。

(第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う徴収金の政府への納付)

第88条の3 この基金は、政府から法第85条の3の規定による徴収金の納入告知があったときは、当該納入告知に定める納付期限までに当該徴収金を納付するものとする。

第11章 財務及び会計

(事業年度)

第89条 この基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

第90条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これに重要な変更を加えたときも、同様とする。

(決算)

第91条 この基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後6月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 この基金は、前項の書類をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

3 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(積立上限額を超える場合の掛金の控除)

第91条の2 この基金は、毎事業年度の決算において、年金給付等積立金の額が次項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として基金規則第47条の2で定めるところにより算定した額を、法第138条第3項に定めるところにより算定した掛金の額から基金規則第47条の3で定めるところにより控除しなければならない。

2 積立上限額は、この基金の財政の安定性を長期間にわたって確実に確保することができる年金給付等積立金の水準を上回る額として、厚生労働大臣の定めるところにより算定するものとする。

(剰余金又は不足金の処理)

第92条 第91条の決算の結果、剰余金又は不足金が生じたときの処分等は、基金規則第48条及び第49条に規定するところによる。

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第93条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

(余裕金の運用)

第94条 この基金の業務上の余裕金は、基金令第40条に定めるところにより運用しなければならない。

(借入金)

第95条 この基金は、この基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けて、借入金をすることができる。

(掛金の額の再計算)

第96条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、基金令第33条に定める基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第91条の規定による決算の結果、基金規則第48条に定める不足金が、厚生労働大臣の定める基準を上回ることが明らかとなった場合には、この基金は、直ちに掛金の額の再計算を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）第43条に規定する解散計画又は同省令第45条に規定する代行返上計画を厚生労働大臣に提出した場合は、当該解散計画又は代行返上計画に基づいた財政運営を行うものとする。

(掛金及び責任準備金の算出方法)

第97条 掛金及び責任準備金の算出方法は、別に定める。

(財務及び会計規程)

第98条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める。

第12章 解散及び清算

(解 散)

第99条 この基金の解散については、法第145条の規定による。

(清 算)

第100条 この基金が解散したときの清算は、平成25年改正法附則第34条及び法第147条の2から法第147条の5までの規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第101条 この基金が解散したときは、平成26年経過措置政令第5条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を平成25年改正法附則第8条の定めるところにより政府に納付しなければならない。

(最低積立基準額)

第101条の2 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するよう努めるものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

(1) 基準日において年金受給者又は受給待期脱退者である者

規約に基づいて支給されることとなる年金給付

(2) 基準日において加入員である者

次のア及びイを合わせた給付

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあつては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付のうち、代行年金の額（法附則第32条第1項の認可の日以降の期間を除く加入員であった期間の平均標準給与額（法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であつて、当該加入員が第1号改定者又は特定被保険者に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額を計算の基礎とする平均標準給与額。以下同じ。）の1,000分の5.481（別表第2の3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第32条第1項の認可の日以降の期間を除く加入員であった期間の月数を乗じて得た額（繰上げ支給の老齢厚生年金を請求した場合は当該乗じて得た額から当該乗じて得た額に第51条第3項の規定による減額率を乗じて得た額を減じた額、老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合は当該乗じて得た額と当該乗じて得た額に同条第4項の

規定による増額率を乗じて得た額を加えた額。)をいう。以下同じ。)に相当する部分の給付に(ア)に定める按分率を乗じて得た給付と、上乗せ年金額(基本年金額から代行年金の額を控除して得た額をいう。以下同じ。)に相当する部分の給付に(イ)に定める按分率を乗じて得た給付を合算して得た給付とする。

(ア) 按分率1 = $A1 / B1$

A1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、代行年金の額の算定に用いる加入員期間の月数

B1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、代行年金の額の算定に用いる加入員期間の月数

(イ) 按分率2 = $A2 / B2$

A2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、上乗せ年金額の算定に用いる加入員期間の月数

B3 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、上乗せ年金額の算定に用いる加入員期間の月数

イ 加算部分

基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付の額又は脱退一時金の額に当該基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた次の率を乗じた給付とする。

加入員の年齢に応じて定めた率 = $1 / (1 + A)^B$

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に適用される第48条の2第3項に定める利息付与率

B 基準日の翌日から年金受給開始までの年数

ただし、Bに年未満の端数がある場合には、次のとおりとする。

加入員の年齢に応じて定めた率

= C年の率 + {(C+1)年の率 - C年の率} × D / 12

C Bを切捨てた年数

D Bの端数月数

また、基準日の翌日に年金の受給資格が得られる者であつて、当該給付として年金給付もしくは一時金給付のいずれか一方の選択ができる場合にあっては、基準日における現価相当額が高い方の給付とする。

3 前項の標準的な退職年齢は62歳とする。

4 第2項第2号イの最低保全給付の算出にあつては、基準日後の利息付与率は基準日

の翌日に加入員の資格を喪失した場合に適用される利息付与率により算出する。

- 5 第1項の最低積立基準額は、基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(最低責任準備金の前納)

第101条の3 この基金は、法附則第32条第1項の認可を受けたときは、平成25年改正法附則第10条第1項の規定により、最低責任準備金の全部又は一部を政府に納付(以下「前納」という。)することができる。

- 2 前項の規定による前納は、法附則第32条第1項の認可の日以後、法第145条第2項の認可の日若しくは改正前確定給付企業年金法第111条第2項の承認の日又は改正前確定給付企業年金法第112条第1項の認可の日までに行う。

- 3 前2項の規定により前納した額の合計額は、平成26年経過措置政令第7条に規定する要件を満たすものとする。

- 4 この基金(法第145条第1項の規定により解散した場合又は改正前確定給付企業年金法第111条第3項により解散したとみなされた場合は法第146条の2により存続するとみなされた基金、改正前確定給付企業年金法第112条第4項の規定により消滅した場合は同項の規定によりこの基金の権利義務を承継した確定給付企業年金法第3条第1項第2号に規定する企業年金基金)は、前納した額の合計額が平成25年改正法附則第8条に定める責任準備金相当額又は改正前確定給付企業年金法第113条第1項の規定により政府が徴収することとなった責任準備金に相当する額を上回った場合には、平成26年経過措置政令第8条の規定により、政府から当該上回った額の還付を受けることができる。

(積立不足額の一括徴収)

第101条の4 前納後の年金給付等積立金の額が給付に充てる額に不足することが見込まれる場合にあっては、その事業年度中の給付に要する費用に充当するため、特別掛金として一括徴収する。

- 2 前項に規定する不足額の徴収は、当該不足額を設立事業所の加入員の報酬標準給与の月額に応じて按分した額を、設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

- 3 前項に定めるところにより、この基金が不足額の納入の告知をしたときは、設立事業所の事業主は、納入の告知の日から10日以内に当該不足額を納付しなければならない。

(残余財産の分配)

第102条 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「受給権者等」という。)に分配しなければならない。

2 前項の分配にあたっては、次の各号に掲げる者に応じ、それぞれ当該各号に定める額（以下この条において「残余財産按分基準額」という。）を算定するものとする。

(1) 解散した日において加算適用加入員である者 基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることになる脱退一時金相当額又は選択一時金相当額（附則第14条の規定にかかわらず、解散日の翌日に選択一時金の請求をしたと仮定したときに算定される選択一時金相当額をいう。）

(2) 解散した日において加算年金受給者又は加算年金受給待期者である者 解散日の翌日に選択一時金の請求をしたと仮定したときに基金から支給されることになる選択一時金相当額（附則第14条の規定にかかわらず、解散日の翌日に選択一時金の請求をしたと仮定したときに算定される選択一時金相当額をいう。）

(3) 上記以外の受給権者等である者 0円

3 第1項の分配は、残余財産按分基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除した率を乗じて得た額とする。

(1) 各々の受給権者等の残余財産按分基準額

(2) すべての受給権者等に係る残余財産按分基準額の総額

4 この基金は、受給権者等から申出があった場合は、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に移換する。

5 前項の移換は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知したうえで行うものとする。

(残余財産の確定給付企業年金への交付)

第102条の2 この基金が解散した場合において、設立事業所の事業主は、当該設立事業所又は当該設立事業所の一部（平成26年経過措置政令第40条に定める場合に限る。）が確定給付企業年金の実施事業所（確定給付企業年金法第4条第1号に規定する実施事業所をいう。以下この項において同じ。）となっている場合又は実施事業所となる場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から残余財産の交付を受けることができる旨が定められているときは、この基金に、当該設立事業所に使用される解散基金加入員等（平成25年改正法附則第35条第1項に規定する解散基金加入員等をいう。以下この条において同じ。）に分配すべき残余財産の当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）への交付を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第29条第1項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）に、平成25年改正法附則第35条第1項に規定する残余財産の交付の申出を行い、当該確定給付企業

年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る残余財産を交付するものとする。

- 3 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が前項の規定による残余財産の交付を受けたときは、平成25年改正法附則第35条第3項の規定に基づき、前条の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員等に分配されたものとみなす。
- 4 この基金は、第1項の申出により交付を受けることとなる確定給付企業年金の事業主等から、この基金の資産の一部を清算の終了前に仮交付を受けることの申出があったときは、厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）別紙第五二（1）に定める額を上限としてこの基金が定める額を、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に仮交付することができる。
- 5 前項の規定に基づく仮交付の額が当該確定給付企業年金に交付すべき残余財産の確定額を上回る場合には、この基金は、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等から清算の目的の範囲内において当該上回る額の返還を受けるものとする。

（残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付）

第102条の3 この基金が解散した場合において、設立事業所の事業主（当該事業主が中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第1項に規定する中小企業者である場合に限る。以下この条において同じ。）は、当該設立事業所がその雇用する解散基金加入員（平成25年改正法附則第36条第1項に規定する解散基金加入員をいう。以下この条において同じ。）を中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約（以下この条において単に「退職金共済契約」という。）を締結した場合には、この基金に、当該退職金共済契約の被共済者となった解散基金加入員に分配すべき残余財産のうち被共済者持分額（平成25年改正法附則第36条第1項に規定する被共済者持分額をいう。）の範囲内の額の交付を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下この条において「機構」という。）に、平成25年改正法附則第36条第1項に規定する残余財産の交付の申出を行い、機構に当該申出に係る残余財産を交付するものとする。この場合において、第102条第1項、第4項及び第5項中「残余財産」とあるのは、「残余財産（平成25年改正法附則第36条第1項の規定による申出に従い交付されたものを除く。）」と、同条第2項中「算定するものとする。」とあるのは、「算定した額から平成25年改正法附則第36条第1項の規定による申出に従い交付された額を控除した額とする。」と読み替えて当該規定を適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、設立事業所の事業主がその雇用する解散基金加入員を被共済者とする退職金共済契約を当該解散する前から引き続き締結している場合について準用する。

この場合において、同項中「被共済者として」とあるのは、「被共済者とする」と、「締結した」とあるのは、「当該解散する前から引き続き締結している」と、「被共済者となった」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとし、同項及び前項中「平成25年改正法附則第36条第1項」とあるのは、「平成25年改正法附則第36条第7項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

(残余財産の企業型年金の資産管理機関への移換)

第102条の4 この基金が解散した場合において、設立事業所の事業主は、この基金に、当該事業主が実施する企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）における当該事業所に使用される被保険者の個人別管理資産（確定拠出年金法第2条第12項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）に充てるために、当該残余財産を当該企業型年金の資産管理機関（確定拠出年金法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換することを申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。この場合において、第102条第1項、第4項及び第5項中「残余財産」とあるのは、「残余財産（法第144条の5第4項の規定により移換されたものを除く。）」と、同条第2項中「算定するものとする。」とあるのは、「算定した額から法第144条の5第4項の規定により移換された額を控除した額とする。」と読み替えて当該規定を適用するものとする。

3 前項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 残余財産のうち、平成25年改正法附則第34条第4項の規定により、同項に規定する者に分配されるべき額をその者の個人別管理資産に充てるものであること。

(2) 残余財産の移換に係る平成25年改正法附則第34条第4項に規定する者の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定方法は次のア及びイに定めるとおりとする。

ア 平成25年改正法附則第34条第4項に規定する者の範囲

基金の加入員のうち、残余財産を移換する日において、当該設立事業所の事業主が実施する企業型年金の加入対象者（残余財産を移換する日までに加入者の資格を喪失した者であって残余財産が未移換である者を含む。）とする。ただし、当該加入対象者のうち、移換を希望しない者については、当該移換を行わないことができる。

イ 個人別管理資産に充てる額の算定方法

前項の規定による読み替えは適用せず、第102条第2項の規定により算出した額とする。

(通 知)

第103条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払の方法

2 清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

第13章 雑 則

(時 効)

第104条 掛金及び徴収金を徴収し又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 第1種退職年金及び第2種退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第141条第1項において準用する法第86条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(給付の制限)

第105条 設立事業所において懲戒解雇に該当したため、加入員でなくなった者については、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分又は脱退一時金は、その全部又は一部の支給を行わないことができるものとする。

2 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入員又は加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも同様とする。

3 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者が自己の故意の犯罪行為により死亡したときは、その全部又は一部の支給を行わないことができるものとする。

(法第75条適用期間)

第105条の2 この基金は、掛金を徴収することができなかった期間のうち、厚生年金保険被保険者期間において法第75条を適用することとされた期間にあつては、当該期間について給付を行わないことができるものとする。

(不服申立て)

第106条 標準給与、若しくは年金給付、若しくは一時金たる給付に関する処分、又は掛金その他徴収金の賦課、若しくは徴収の処分、若しくは法第141条第1項において準用する法第86条の規定による処分に不服のある者については、法第6章に定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第91条の3中「第90条第1項又は第91条第1項」とあるのは「平成25年改正法附則第84条において準用する第90条第1項又は第91条第1校」と読み替えるものとする。

(還元融資)

第107条 事業主及びこの基金は、加入員の福祉の増進に資するため、この基金の保険契約及び信託契約に係る資産についてその総額の4分の1に相当する額を上回らない額を、別に定めるところにより、還元融資として貸付を受けることができるものとする。

(連合会への加入)

第108条 この基金は、連合会に加入するものとする。

第109条 削除

(実施規程)

第110条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続、その他執行について必要な規程は、代議員会の議決を経て別に定める。

(業務概況の周知)

第111条 この基金は、基金規則第56条の2で定めるところにより、この基金の業務の概況について、加入員及び加入員以外の者であってこの基金が年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を負っているものに周知させなければならない。

(基金分割時又は権利義務移転時の資産分割)

第112条 この基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあっては、この基金はその資産（法第136条の2に規定する年金給付等積立金をいう。以下同じ。）のうち、当該権利義務移転等を行う者に係る資産を移換するものとする。

(1) 基金分割

(2) 他の厚生年金基金への権利義務移転（法第144条の2第1項に規定する政令で定める場合を除く。）

(3) 確定給付企業年金への権利義務移転（改正前確定給付企業年金法第110条の2第1項に規定する政令で定める場合を除く。）

2 前項の当該権利義務移転等を行う者に係る資産の額（確定給付企業年金への権利義務移転の場合は、資産から最低責任準備金を控除した額。以下この条において同じ。）は、当該権利義務移転等の日の前日における資産の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げ

る額で除して得た率を乗じて得た額とする。

- (1) 前年度（当該権利義務移転等の日の属する月が4月から9月までの場合においては前々年度をいう。以下この条において同じ。）の決算基準日（当該権利義務移転等の日の属する月が4月から9月までの場合においては、前々年度の決算基準日から起算して1年未満の日を計算基準日として財政計算が実施された場合は、その基準日。以下この条において同じ。）における、当該権利義務移転等に係る加入員（加入員である年金受給者を除く。以下この条において同じ。）、年金受給者及び受給待期脱退者の数理債務と、最低責任準備金（この基金の最低責任準備金に、当該権利義務移転等に係る加入員、年金受給者及び受給待期脱退者の過去期間代行給付現価をこの基金の過去期間代行給付現価で除して得た率を乗じて得た額とし、確定給付企業年金への権利義務移転の場合は0とする。）の合計額
- (2) 前年度の決算基準日におけるこの基金の数理債務と、最低責任準備金（確定給付企業年金への権利義務移転の場合は0とする。）の合計額

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成4年7月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 この基金が成立した日において、この基金の成立と同時に加入員の資格を取得した者については、その資格の取得に関し第48条の規定による標準給与の決定を行わず、平成4年7月における厚生年金保険の標準報酬月額を、その者の同年同月における標準給与月額とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 大正15年4月1日以前に生まれた者、及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金、若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金（同日においては、この規約第51条第1項中「1000分の7.6（別表第2の左欄に掲げる者については同表の右欄のように読み替えるものとする。）」を「1000分の10.1」に、第57条第3項第2号中「法附則第8条の規定による老齢厚生年金、又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）」を「旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金、又は特例老齢年金」に、第59条第2項、第60条第3号、第61条第3項第2号及び第63条第2項中「特例支給の老齢厚生年金等」を「旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金、又は特例老齢年金」に、それぞれ読み替えるものとし、第60条第2号、及び第4号はこれを適用しないものとする。

(再計算に関する経過措置)

第4条 第96条の規定にかかわらず、この基金の設立後最初の掛金の額の再計算は、少なくとも3年後に行うものとする。

(選択一時金に関する経過措置)

第5条 この基金は、当分の間、次条及び附則第10条に定めるところにより、選択一時金の支給を行うものとする。

(選択一時金の支給)

第6条 選択一時金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

(1) 第56条に規定する加算適用加入員期間を満たしている者が、加算適用加入員の資格を喪失した後、同条に規定する年齢に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

(2) 第1種退職年金の受給権を有する者が、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給期間が20年に達するまでの間に選択一時金を請求したとき。

2 前項による選択一時金の請求は、加算年金額に相当する部分について、次のいずれかの割合で1回に限り行うことができる。

(1) 4分の4

(2) 4分の3

(3) 4分の2

(4) 4分の1

(選択一時金の額)

第7条 選択一時金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に前条第2項の規定により選択一時金を請求した割合を乗じて得た額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合

選択一時金の請求をしたときにおける個人別勘定残高（100円未満の端数は100円に切り上げる。）

(2) 前条第1項第2号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額に、残余保証期間に応じ、別表第7に定める率を乗じて得た額

2 選択一時金の請求をしたときの残余保証期間に1年未満(月単位)の端数がある場合における選択一時金の額の算出にあたっては、別表第7に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき算出した額とする。

(第1種退職年金の特例)

第8条 選択一時金の支給を受けた場合における第1種退職年金の額は、第57条第1項の規定にかかわらず、附則第6条第2項の規定により選択一時金を請求した次の割合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 選択割合が4分の4の場合

基本年金額に相当する額

(2) 選択割合が4分の3の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の1を乗じて得た額との合算額

(3) 選択割合が4分の2の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の2を乗じて得た額との

合算額

(4) 選択割合が4分の1の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の3を乗じて得た額との合算額

(選択一時金の支給の効果)

第9条 選択一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加入員の資格を取得したときは、その者に係る第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分、遺族一時金又は脱退一時金の支給要件の判定及び給付の額の算定にあたっては、既に支給を受けた選択一時金の計算の基礎となった再加入前の加入員期間は、加入員でなかったものとみなす。

(経過遺族一時金又は経過脱退一時金)

第10条 この基金が成立した日において、加入員の資格を取得した者については、第64条又は第67条の規定にかかわらず、55歳に達した日以後において加入員期間3年未満で加入員の資格を喪失したときは、経過遺族一時金又は経過脱退一時金を支給する。ただし、第43条第5号に該当したため資格を喪失した者であって、その資格の喪失した事実があった日に第42条第4号に該当するに至った場合は、この限りでない。

2 前項の経過遺族一時金又は経過脱退一時金の額は、加入員であった全期間の平均標準給与月額に、加入員期間に応じ、別表第10に定める率を乗じて得た額とする。

3 第1項に該当し、加入員期間に1年未満の端数がある場合における経過遺族一時金又は経過脱退一時金の額の算出にあたっては、別表第10に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき算出した額とする。

4 第1項の規定により経過脱退一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加入員の資格を取得したときは、その者については第1項の規定を適用しない。

5 経過脱退一時金の計算の基礎となった加入員期間については、第69条の規定を準用する。

6 経過遺族一時金又は経過脱退一時金の支給にあたっては、第105条の規定を準用する。

(特例掛金)

第11条 この基金は、第82条、第83条及び第87条に規定する掛金のほか、第79条に規定する保険契約及び信託契約の実施に要する費用に充てるため、特例掛金を徴収することができる。

2 前項の特例掛金の額及び負担方法については、代議員会の議決を経て別に定める。

(脱退及び減少事業所に係る債務及び不足金の一括徴収)

第12条 この基金は、この基金の設立事業所が設立事業所でなくなる時（破産手続き

開始を申し立て又は申し立てられた場合を含み、合併等により設立事業所でなくなる事業主の事業及び権利義務を継承する事業主が、引き続きこの基金の設立事業所の事業主として存続する場合を除く。)、及びこの基金の設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させるとき、又はこの基金の設立事業所以外の事業所への加入員の転籍、その他これに準じることを行い転籍のための加入員の一部を脱退させるとき（以下この条において「脱退及び減少」という。）は、給付に要する費用に充てるため、当該脱退及び減少する設立事業所（以下この条において「脱退及び減少事業所」という。）の脱退及び減少する加入員に係る第3項各号に定める債務及び不足金を脱退及び減少事業所の事業主から徴収するものとし、当該脱退及び減少事業所の事業主に対し、脱退及び減少時の特別掛金として納入の告知を行う。

2 脱退及び減少事業所の事業主は、前項の規定により納入告知された脱退及び減少時の特別掛金について、脱退及び減少する日までに、この基金に一括して納付しなければならない。ただし、脱退及び減少する事実の判明が遅れたことにより納入告知が脱退及び減少する日後となった場合は、この限りでない。

3 第1項の債務及び不足金の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 前年度（脱退及び減少する日の属する月が4月から9月までの場合においては前々年度をいう。以下この条において同じ。）の決算基準日（脱退及び減少する日の属する月が4月から9月までの場合においては、前々年度の決算基準日から起算して1年未満の日を計算基準日として財政計算が実施された場合は、その基準日。以下この条において同じ。）における特別掛金収入現価の額を、前年度の決算基準日における各事業所毎の報酬標準給与の月額合計額（脱退及び減少事業所の報酬標準給与の月額合計額については、当該脱退及び減少事業所の脱退及び減少する加入員に係る報酬標準給与の月額合計額とし、引き続きこの基金の加入員である者の報酬標準給与の月額を除く。以下この条において同じ。）に応じて按分して得た額に、前年度の決算基準日における残余償却月数に対する、当該脱退及び減少事業所の脱退及び減少日における残余償却月数の割合を乗じて得た額

(2) 次のアに掲げる額から、次のイに掲げる額を控除した額を、前年度の決算基準日における各事業所毎の報酬標準給与の月額合計額に応じて按分して得た額（ただし、負となる場合は0とする。）

ア 前年度の決算基準日において全設立事業所が設立事業所でなくなる場合に加入員が受けることになる代行部分を除く給付の現価

イ 前年度の決算基準日における数理債務の額から特例掛金等収入現価の額（次回

の財政再計算までに発生が見込まれる積立不足の償却のための特例掛金の掛金収入現価を除く。)を控除した額

(3) 前年度の決算基準日における数理上不足額(数理上資産額が責任準備金の額を下回る額をいう。)を、前年度の決算基準日における各事業所毎の報酬標準給与の月額合計額に応じて按分して得た額

(4) 前年度の決算基準日における資産評価調整加算額を、前年度の決算基準日における各事業所毎の報酬標準給与の月額合計額に応じて按分して得た額

第13条 削除

(選択一時金に関する特例措置)

第14条 附則第5条の規定による選択一時金の支給については、同条の規定にかかわらず適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、附則第12条の規定による脱退及び減少時の特別掛金を一括納付した脱退及び減少事業所が脱退及び減少する日に、当該脱退及び減少事業所の加入員の資格を喪失した者については、附則第5条の規定による選択一時金の支給を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は平成7年4月1日から施行する。

(支給停止に関する経過措置)

第2条 当分の間、加入員である第1種退職年金の受給者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、第59条第2項の規定にかかわらず、法附則第7条の6第5項の各号、法附則第13条第4項の各号(第3号及び第4号を除く)又は法附則第13条の7第5項の各号(第2号を除く)に規定する支給を停止することができる額が、基本年金額に相当する額に満たないときは、基本年金額に相当する部分の支給の停止は行わない。

2 前項の規定は、加入員である第2種退職年金の受給者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を有する者について準用する。この場合において、前項中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と、「第59条第2項」とあるのは「第63条第2項」と、「基本年金額に相当する額」とあるのは「第2種退職年金の額に相当する額」と、「基本年金額に相当する部分」とあるのは「第2種退職年金の額に相当する部分」と、それぞれ読み替えるものとする。

第3条 この規約による改正後の関東卸商業団地厚生年金基金規約(以下「基金規約」という。)の第1種退職年金又は第2種退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給権者(昭和10年4月1日以前に生まれた者に限る。)については、この規約は適用しない。

ただし、その者の標準給与の月額が240,000円を超えるときは、この限りでない。

第4条 平成7年4月1日前においてこの規約による改正前の基金規約の退職年金等の受給権を有していた者については、この規約は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 この基金が北日本卸商業団地厚生年金基金、中日本卸商業団地厚生年金基金、中国四国卸商業団地厚生年金基金、及び九州卸商業団地厚生年金基金(以下「旧基金」という。)と合併した日(以下「合併日」という。)において、旧基金から引き継がれた加入員については、その資格の取得に関し、第48条の規定による標準給与の決定を行わず、平

成 1 1 年 4 月における厚生年金保険の標準報酬月額を、その者の同年同月における標準給与月額とする。

(加入員期間に関する経過措置)

第 3 条 合併日において旧基金から引き継がれた加入員の加入員期間の計算については、第 4 5 条の規定にかかわらず、旧基金における加入員期間を、この基金の加入員期間に通算するものとする。

(掛金に関する経過措置)

第 4 条 旧基金の平成 1 1 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）により、この基金が徴収する。

(給付の負担割合に関する経過措置)

第 5 条 この規約変更の施行日の属する事業年度について、改正後の第 7 9 条を適用する場合においては、同条第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「当該契約」とあるのは「旧基金を加えた当該契約」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は平成 1 1 年 5 月 2 5 日から施行し、平成 1 1 年 2 月 2 8 日から適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(育児休業期間中の加入員に関する経過措置)

第 2 条 平成 1 2 年 4 月 1 日前にこの規約による改正前の第 8 4 条の 2 の規定に基づく申出をした者であって、同月末日以後に育児休業が終了するものについては、同月 1 日にこの規約による改正後の第 8 4 条の 2 の規定に基づく申出があったものとみなして、同条の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 平成 1 2 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（育児休業期間中の加入員の特例）による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(年金額に関する経過措置)

第2条 平成12年4月1日前においてこの規約による改正前の基金規約の第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）の受給権を有していた者に支給する当該退職年金等の額については、なお従前の例による。

2 平成12年3月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約の退職年金等であつて、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち平成12年7月1日から同年9月30日までの間にこの基金の加入員の資格を取得した者又は厚生年金保険法第23条第1項の規定により同年8月若しくは9月から標準給与が改定された者であつて、同年同月の標準給与の月額が92,000円であるもの又は590,000円であるもの（当該標準給与の月額的基础となった給与の月額が605,000円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額的基础となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）第4条による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改正する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成12年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（給与の月額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法）による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成14年2月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第2条 昭和7年4月2日以後に生まれた者であり、かつ平成14年3月31日において設立事業所に使用される者(加入員でないものに限る。)であって、引き続き同年4月1日において設立事業所に使用される者は同日に加入員の資格を取得する。

2 前項の規定により加入員の資格を取得した者については、その資格取得に関し、第48条の規定による標準給与の決定を行わず、平成14年4月における健康保険法第3条の規定による標準報酬月額を、その者の同年同月における標準給与月額とする。ただし、当該標準報酬月額が620,000円を超える場合は、620,000円とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成14年4月1日において、変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付の額の計算については、なお従前の例による。

第4条 削除

附 則

この規約は、平成14年9月10日から施行する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成14年9月10日から適用する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成14年9月10日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成15年2月21日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成15年4月1日前の各月に係る標準給与については、なお従前の例による。

- 2 第46条の規定にかかわらず、平成15年4月1日における加入員の報酬標準給与の月額、同月前にこの規約による変更前の規約に基づき決定又は改定した同年3月における標準給与の月額を用いる。ただし、同年4月から変更前の規約第48条の規定に基づき改定する場合は、同条の規定に基づき改定された額を報酬標準給与の月額とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約に基づき第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）の給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者の給付については、なお従前の例による。

- 2 加入員期間の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である者（次項に規定する者を除く。）が退職年金等の受給権を取得した場合に支給する退職年金等のうち、基本年金額は、第51条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成15年4月1日以後の加入員期間について、第51条第1項の規定により算定した基本年金額

- 3 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約による受給権を取得した後、同日以後再びこの基金の加入員となった者に係る給付のうち、基本年金額は、第51条第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成15年4月1日以後の加入員期間について、第51条第1項の規定により算定した基本年金額

- 4 前2項のいずれかに該当する者が法附則第7条の3又は第13条の4の規定により老

齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該者に支給する退職年金等のうち基本年金額は、当該各項の規定に基づき算定した基本年金額から当該基本年金額に第51条第3項に規定する減額率を乗じて得た額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成15年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第5条 附則第3条第2項又は第3項に該当する者であって、第101条の2に定める基準日現在この基金の加入員である者の基本部分の最低保全給付は、同条第2項第2号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付を合算した給付とする。

(1) 平成15年4月1日以前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した年金たる給付

(2) 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の平成15年4月1日以後の加入員期間について算定した年金たる給付に、次に掲げる按分率を乗じて得た給付

按分率 = A / B

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合における、平成15年4月1日以後の加入員期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合における、平成15年4月1日以後の加入員期間の月数

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成15年11月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成15年11月1日前において、現にこの規約による改正前の全国卸商業団地厚生年金基金規約(以下「改正前の規約」という。)によって給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

2 平成15年11月1日前に加算適用加入員でなくなり、同日以後に改正前の基金規約による第1種退職年金の支給要件を満たすに至った者については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成15年10月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

(個人別勘定残高に関する経過措置)

第4条 この規約の施行の際における加算適用加入員の個人別勘定残高は、第48条の2の規定にかかわらず、平成15年10月31日現在の各々の加算適用加入員の要支給額(加算適用加入員期間が3年未満の加算適用加入員についても、経過脱退一時金の支給要件を満たすものとして算出した要支給額)とする。

(加算適用加入員期間合算に伴う経過措置)

第5条 平成15年11月1日前に加算適用加入員でなくなり、同日以降に再び加算適用加入員の資格を取得した者の給付については、次の各号に定める取扱いとするものとする。

- (1) 平成15年11月1日前に改正前の規約による第1種退職年金の受給権を有する者
再加入後の加算適用加入員期間を合算し給付の額を計算するものとし、第1種退職年金の給付の額の計算については、なお従前の例による。
- (2) 平成15年11月1日以降、かつ、再加入前に改正前の規約による第1種退職年金の支給要件を満たすに至った者
再加入後の加算適用加入員期間を合算し給付の額を計算するものとし、第1種退職年金の給付の額の計算については、なお従前の例による。
- (3) 平成15年11月1日以降、かつ、改正前の規約による第1種退職年金の支給要件を満たす前に再加入した者(第4号、第5号及び第6号に該当する者を除く。)
再加入後の加算適用加入員期間を合算し給付の額を計算するものとし、第1種退職年金の給付の額の計算については、なお従前の例による。
- (4) 平成15年11月1日前に改正前の規約による脱退一時金の受給権を有し、かつ、当該脱退一時金の支給を受けていない者
再加入後の加算適用加入員期間を合算し給付の額を計算するものとし、再加入時の個人別勘定残高は、加算適用加入員の資格を喪失した時点における脱退一時金に相当する額に、第48条の2の規定による利息付与率を乗じて得た額を個人別勘定残高とするものとする。ただし、利息付与は平成15年11月からとする。
- (5) 平成15年11月1日前に改正前の規約による脱退一時金の受給権を有しない者
再加入後の加算適用加入員期間を合算し給付の額を計算するものとし、再加入時の個人別勘定残高は、加算適用加入員の資格を喪失した時点における経過脱退一時金の支給要件を満たすものとして算出した経過脱退一時金に相当する額に、第48条の2の規定による利息付与率を乗じて得た額を個人別勘定残高とするものとする。ただし、利息付与は平成15年11月からとする。
- (6) 平成15年11月1日前に改正前の規約による中途脱退者として脱退一時金相当額

を連合会に交付した者

再加入後の加算適用加入員期間を合算し給付の額を計算するものとし、再加入時の個人別勘定残高は、加算適用加入員の資格を喪失した時点における脱退一時金に相当する額に、第48条の2の規定による利息付与率を乗じて得た額を個人別勘定残高とするものとする。ただし、利息付与は平成15年11月からとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成17年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成16年9月14日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成17年6月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(育児休業等にかかる標準給与の決定及び改定に関する経過措置)

第2条 第48条の規定にかかわらず、法第23条の2の規定は、平成17年4月1日以後に終了した同条第1項に規定する育児休業等（以下「育児休業等」という。）について適用する。

2 第51条の規定中「(法第26条第1項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額による報酬標準給与の月額とする。）」については、平成17年4月以後の報酬標準給与の月額について適用する。

(育児休業等期間中の掛金の特例に関する経過措置)

第3条 平成17年4月1日前に現にこの規約による変更前の全国卸商業団地厚生年金基金規約第82条の2に基づく申出をした加入員については、なお従前の例による。

2 平成17年4月1日前に育児休業等を開始した加入員(前項に該当する者を除く。)については、「その育児休業等を開始した日」を「平成17年4月1日」とみなして、この規約による変更後の全国卸商業団地厚生年金基金規約第84条の2の規定を適用する。

第4条 平成17年4月1日前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(支給停止に関する経過措置)

第2条 平成17年4月1日において、現にこの規約による変更前の全国卸商業団地厚生年金基金規約により計算された第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）に係る支給停止の額については、この規約による変更後の全国卸商業団地厚生年金基金規約により計算された退職年金等に係る支給停止の額とする。

2 平成17年4月1日において、現にこの規約による変更前の全国卸商業団地厚生年金基金規約により支給する退職年金等であつて、同年4月1日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成18年2月1日から適用する。ただし、大阪メルカート（協）は、平成11年1月29日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成18年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(適用日前の中途脱退者に係る経過措置)

第2条 この規約による変更前の規約第72条に規定する中途脱退者(平成17年9月30日までに加入員の資格を喪失した者に限る。)の取り扱いについては、なお従前の例による。

(適用日前の再加入者に係る経過措置)

第3条 この規約による変更前の規約第77条に規定する再加入者(平成17年9月30日までに加入員の資格を取得した者に限る。)の取り扱いについては、なお従前の例による。

(適用日以降の再加入者に係る特例)

第4条 適用日から認可の日までに再びこの基金の加入員の資格を取得した連合会移換者は、第78条の3第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する連合会からこの基金への第2種退職年金の支給に関する義務の移転を申し出ることができる。

2 前項の申出は平成18年9月30日までに行わなければならない。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(支給要件に関する経過措置)

第2条 平成18年10月1日前にこの基金の加入員の資格を喪失している者にかかるこの規約による変更前の規約第64条及び第67条の支給要件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成19年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成19年3月20日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第79条第3項第1号イ及び同条第4項第1号イの規定は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用し、第88条の2の規定は、認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(厚生年金の離婚分割に伴う年金額の変更に関する経過措置)

第2条 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われたときであって、当該改定される標準報酬が平成15年4月1日以前の期間に係るものである場合

は、第51条第2項第1号中「報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額」、「報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額」とあるのはそれぞれ「標準給与の月額」と、「5.481（別表第2の3）」とあるのは「7.125（附則別表）」と、同項第2号中「報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額」、「報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額」とあるのはそれぞれ「標準給与の月額」と、「5.481」とあるのは「7.125（附則別表の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）」と読み替えて適用するものとする。

（老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止を行う場合の基本年金額に関する経過措置）

第3条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの請求をしたときであつて、当該受給権者の老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの加入員であつた期間の全部又は一部が平成15年4月1日以前の期間である場合は、改正後の規約第51条第4項中「第1項及び第2項の規定」とあるのは「第1項、第2項及び全国卸商業団地厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成15年4月23日認可）附則第3条の規定」と読み替えて適用するものとする。

（支給の繰下げに関する経過措置）

第4条 平成19年4月1日において老齢厚生年金の受給権を有する者については、第51条第4項の規定は適用しない。

附則別表

生年月日別給付乗率表

生 年 月 日	乗 率
昭和 2年 4月 1日までに生まれた者	1000分の 10.0
昭和 2年 4月 2日から昭和 3年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.86
昭和 3年 4月 2日から昭和 4年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.72
昭和 4年 4月 2日から昭和 5年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.58
昭和 5年 4月 2日から昭和 6年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.44
昭和 6年 4月 2日から昭和 7年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.31
昭和 7年 4月 2日から昭和 8年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.17
昭和 8年 4月 2日から昭和 9年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.04
昭和 9年 4月 2日から昭和10年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.91
昭和10年 4月 2日から昭和11年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.79
昭和11年 4月 2日から昭和12年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.66
昭和12年 4月 2日から昭和13年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.54
昭和13年 4月 2日から昭和14年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.41
昭和14年 4月 2日から昭和15年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.29
昭和15年 4月 2日から昭和16年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.771
昭和16年 4月 2日から昭和17年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.657
昭和17年 4月 2日から昭和18年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.543
昭和18年 4月 2日から昭和19年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.439
昭和19年 4月 2日から昭和20年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.334
昭和20年 4月 2日から昭和21年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.230

【平成 20 年 3 月 26 日届出 基金が行う業務委託の内容(追加)】

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

【平成 20 年 4 月 1 日認可 関東信越厚生局発第 0401012 号 協同組合名追加】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 20 年 3 月 26 日から適用する。

【平成 20 年 6 月 20 日認可 厚生労働省年発 0620017 号 規約変更錯誤訂正(19 年 4 月施行法改正)】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 79 条第 5 項第 1 号イの規定は、認可の日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

【平成 20 年 6 月 22 日認可 厚生労働省年発 0622001 号 第 3 号被保険者期間の離婚分割等】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 79 条第 1 項の規定は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

【平成 20 年 10 月 23 日認可 関東信越厚生局発第 1023045 号 協同組合名削除】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 20 年 4 月 30 日から適用する。

【平成 20 年 11 月 26 日届出 準用する法律の変更(清算)】

附 則

この規約は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

【平成 21 年 3 月 9 日認可 関東信越厚生局発第 0309017 号 準組合員・賛助会員(事業所の範囲)】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。

【平成 21 年 3 月 9 日認可 関東信越厚生局発第 0309018 号 協同組合名削除】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。

【平成 22 年 6 月 14 日認可 厚生労働省発年 0614 第 19 号 資産分割方法(分割・権利義務移転時)】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

【平成 22 年 9 月 1 日認可 厚生労働省発年 0901 第 223 号 法第 75 条適用期間(記録整備)】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 22 年 2 月 25 日以降に第 105 条の 2 に規定する法第 75 条を適用することとされた期間が判明したものについて適用する。

【平成 22 年 10 月 28 日認可 関厚発 1028 第 23 号 協同組合名変更】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

【平成 23 年 5 月 13 日認可 厚生労働省発年 0513 第 11 号 一括徴収経過措置延長】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

【平成23年10月18日認可 関厚発1018第20号 協同組合名削除】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成23年5月31日から適用する。

【平成23年11月11日認可 厚生労働省発年1111第16号 一括徴収対象(加入員減少)】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

【平成24年3月30日認可 厚生労働省発年0330第97号 財政再計算・掛金率内訳変更】

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成24年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

【平成24年6月28日認可 厚生労働省発年0628第2号 仙台卸商基金との合併】

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年9月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成24年9月1日前において、合併前の仙台卸商厚生年金基金規約(以下単に「仙台卸基金規約」という。)によって給付を受ける権利を有する者の給付については、仙台卸基金規約による従前の例による。ただし、仙台卸基金規約第55条第3項及び第4項については同条同項に代えて第59条第2項を適用し、仙台卸基金規約第55条第5項及び第7項については適用しない。

2 平成24年9月1日前に仙台卸基金規約による加入員でなくなり、同日以後に仙台卸基金規約による第1種退職年金又は第2種退職年金の支給要件を満たすに至った者の給付については、仙台卸基金規約による従前の例による。ただし、仙台卸基金規約第55条第3項及び第4項については同条同項に代えて第59条第2項を適用し、仙台卸基金規約第55条第5項及び第7項については適用しない。なお、この規約の施行の際に60歳に達していない者については、第59条第3項を適用するものとする。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成24年8月以前の各月に係る仙台卸基金規約による掛金については、仙台卸基金規約による従前の例（掛金率及び負担割合）による。

（加入員期間及び加算適用加入員期間に関する経過措置）

第4条 この規約の施行の際にこの規約の加入員及び加算適用加入員となる仙台卸基金規約による加入員及び加算適用加入員については、第45条の規定にかかわらず、仙台卸基金規約における加入員期間及び加算適用加入員期間とこの規約における加入員期間及び加算適用加入員期間を合算する。

（個人別勘定残高に関する経過措置）

第5条 この規約の施行の際にこの規約の加入員となる仙台卸基金規約による加入員の個人別勘定残高は、第48条の2の規定にかかわらず、平成24年8月31日現在の各々の仙台卸基金規約による加入員について、仙台卸基金規約による加入員が平成24年9月1日に仙台卸基金規約による加入員の資格を喪失したものとして計算される脱退一時金又は選択一時金の額（以下「要支給額」という。）に1.7を乗じて得た額とする。ただし、加入員期間が3年未満の加入員については、仙台卸基金規約附則第11条に規定する脱退一時金の支給要件を満たすものとして計算される要支給額に1.7を乗じて得た額とする。

（加入員期間合算に伴う経過措置）

第6条 平成24年9月1日前に仙台卸基金規約による加入員でなくなり、同日以降に再びこの基金の加入員の資格を取得した者の給付及び個人別勘定残高については、次の各号に定める取扱いとするものとする。

(1) 平成24年9月1日前に仙台卸基金規約による第1種退職年金の受給権を有する者
仙台卸基金規約における加入員期間とこの規約における加入員期間を合算するものとし、第1種退職年金の給付の額の計算については、第2条の規定にかかわらず、当該加入員期間に基づいて、仙台卸基金規約第46条の規定により基本年金額及び加算年金額を、仙台卸基金規約附則第7条の規定により選択一時金の額を、それぞれ計算する。

(2) 平成24年9月1日以降、かつ、再加入前に仙台卸基金規約による第1種退職年金の支給要件を満たすに至った者

仙台卸基金規約における加入員期間とこの規約における加入員期間を合算するものとし、第1種退職年金の給付の額の計算については、第2条の規定にかかわらず、当該加入員期間に基づいて、仙台卸基金規約第46条の規定により基本年金額及び加算年金額を、仙台卸基金規約附則第7条の規定により選択一時金の額を、それぞれ計算する。

- (3) 平成24年9月1日以降、かつ、仙台卸基金規約による第1種退職年金の支給要件を満たす前に再加入した者（第4号及び第5号に該当する者を除く。）

仙台卸基金規約における加入員期間とこの規約における加入員期間を合算するものとし、第1種退職年金の給付の額の計算については、第2条の規定にかかわらず、当該加入員期間に基づいて、仙台卸基金規約第46条の規定により基本年金額及び加算年金額を、仙台卸基金規約附則第7条の規定により選択一時金の額を、それぞれ計算する。

- (4) 平成24年9月1日前に仙台卸基金規約による脱退一時金の受給権を有し、かつ、当該脱退一時金の支給を受けていない者

仙台卸基金規約における加入員期間とこの規約における加入員期間を合算するものとし、再加入時の個人別勘定残高は、仙台卸基金規約による加入員の資格を喪失した時点における要支給額に、平成24年9月からこの基金に再加入した日の属する月までの経過月数に応じた第48条の2の規定による利息付与率を乗じて得た額とする。

- (5) 平成24年9月1日前に仙台卸基金規約による脱退一時金の受給権を有しない者

仙台卸基金規約における加入員期間とこの規約における加入員期間を合算するものとし、再加入時の個人別勘定残高は0とする。

(支払期月に関する経過措置)

第7条 平成24年9月1日前に仙台卸基金規約による第1種退職年金又は第2種退職年金の裁定を受けた年金受給者については、第53条の規定にかかわらず、仙台卸基金規約第48条によるものとする。ただし、当該第1種退職年金又は第2種退職年金の額が改定されたときは、当該年金受給者が同意しない場合を除き第53条の規定による。

(基本年金の支給停止に関する経過措置)

第8条 この規約の施行の際にこの規約による加入員となる仙台卸基金規約による加入員で、既に60歳に達している者については、第59条第3項の規定にかかわらず、基本年金額に相当する部分の支給の停止は行わない。

(第2種退職年金の支給要件に関する経過措置)

第9条 この規約の施行の際にこの規約による加入員となる仙台卸基金規約による加入員で、既に60歳に達している者については、第60条の規定にかかわらず、第2種退職年金は65歳に達したときにその者に支給する。

(加算掛金に関する経過措置)

第10条 この規約の施行の際にこの規約の設立事業所となる仙台卸基金規約による設立事業所については、第83条に規定する加算標準掛金に加え、平成24年9月から5年間、加算部分に係る特別掛金として、加算適用加入員の報酬標準給与の月額に1000

分の3を乗じて得た額を事業主が負担する。

(債務及び不足金の額の一括徴収に関する経過措置)

- 第11条 この規約の施行の際にこの規約の設立事業所となる仙台卸基金規約による設立事業所については、附則第12条の規定による債務及び不足金の額の一括徴収の額の計算において、同条第3項第1号の額は前条の規定による加算部分に係る特別掛金を負担しない設立事業所とは区分してそれぞれの特別掛金収入現価の額に基づいて計算する。
- 2 平成24年9月の設立事業所の脱退及び減少については、附則第12条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に合併したとみなし同条第3項各号の額を計算する。
- 3 前項の債務及び不足金の額の計算において、同条第3項第1号の額はこの規約の施行の際にこの規約の設立事業所となる仙台卸基金規約による設立事業所とそれ以外の設立事業所とは区分してそれぞれの特別掛金収入現価の額に基づいて計算し、同条第3項第3号の額はA I J投資顧問株式会社への委託資産が全額消失したものとみなし繰越不足金の額に当該資産の額を加算した額に基づいて計算するものとする。
- 4 平成24年10月から平成25年9月までの設立事業所の脱退及び減少については、附則第12条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に合併したとみなし同条第3項各号の額を計算する。
- 5 前項の債務及び不足金の額の計算において、同条第3項第1号の額はこの規約の施行の際にこの規約の設立事業所となる仙台卸基金規約による設立事業所とそれ以外の設立事業所とは区分してそれぞれの特別掛金収入現価の額に基づいて計算するものとする

【平成24年7月4日認可 関厚発0704第23号 協同組合名削除】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成24年3月31日から適用する。

【平成24年7月25日認可 厚生労働省発年0725第25号 一括徴収算定方法変更(合併前)】

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成24年6月24日から適用する。

(脱退及び減少事業所に係る債務及び不足金の一括徴収に関する経過措置)

第2条 平成24年6月24日から平成24年8月末日までの設立事業所の脱退及び減少については、附則第12条の規定による脱退及び減少事業所に係る債務及び不足金の一括徴収の計算において、同条第3項第3号の額はA I J投資顧問株式会社への委託資産が全額消失したものとみなし繰越不足金の額に当該資産の額を加算した額に基づいて計算するものとする。

【平成 24 年 7 月 25 日認可 厚生労働省発年 0725 第 26 号 一括徴収算定方法(合併後)】
附 則

この規約は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

【平成 25 年 1 月 15 日認可 厚生労働省発年 0115 第 17 号 掛金名称変更、引用条文(育休)】
附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。ただし、第 84 条の 2 第 1 項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業又は同法第 23 条第 1 項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下単に「育児休業等」という。）」の「法第 23 条の 2 第 1 項に規定する育児休業等（以下「育児休業等」という。）」への変更については、平成 22 年 6 月 30 日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成 24 年 9 月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

【平成 25 年 2 月 27 日届出 企業年金連合会への業務委託(住基ネット情報収集)】
附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

【平成 25 年 3 月 7 日認可 関厚発 0307 第 37 号 資産構成割合の時価による確認】
附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

【平成 25 年 4 月 5 日認可 厚生労働省発年 0405 第 11 号 財政運営基準改正】
附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 25 年 3 月 31 日から適用する。

【平成 25 年 4 月 10 日認可 厚生労働省発年 0410 第 19 号 現況届一部省略可】
附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

【平成 25 年 10 月 25 日認可 関厚発 1025 第 99 号 協同組合名削除】
附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 25 年 3 月 31 日から適用する。ただし、北九州卸商センター（協）は、平成 24 年 5 月 31 日から適用する。

【平成 25 年 10 月 29 日認可 厚生労働省発年 1029 第 27 号 加入員(技能実習生)】
附 則

この規約は、平成 25 年 11 月 1 日から適用する。ただし、施行日前に加算適用加入員

である技能実習生については、なお従前の例による。

【平成 25 年 11 月 22 日認可 厚生労働省発年 1122 第 4 号 一括徴収(破産申立)、財政運営基準】
附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

【平成 26 年 3 月 14 日認可 厚生労働省発年 0314 第 6 号 選択一時金停止】
附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 26 年 2 月 21 日から適用する。

【平成 26 年 10 月 2 日認可 厚生労働省発年 1002 第 26 号 平成 26 年 4 月施行・法改正】
附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）
から適用する。

(連合会に関する経過措置)

第 2 条 第 7 4 条に規定する連合会は、平成 25 年改正法附則第 70 条に規定する連合会
の設立までの間、同法附則第 3 条第 13 号に規定する存続連合会とする。

(連合会からの老齢年金給付の支給に関する義務の承継に関する経過措置)

第 3 条 この基金は、平成 25 年改正法附則第 62 条の規定によりなお効力を有するもの
とされた、改正前厚生年金保険法第 165 条第 1 項に規定する中途脱退者等（連合会が
支給する老齢年金給付（平成 25 年改正法附則第 62 条の規定によりなお効力を有する
ものとされた、改正前厚生年金保険法第 165 条第 1 項に規定する老齢年金給付をいう。
以下この項において同じ。）の受給権を有する者を除く。）が、この基金の加入員の資格
を取得した場合であって、平成 26 年 3 月 31 日以前に連合会にこの基金へ老齢年金給
付（この基金の加入員であった期間に係る老齢年金給付に限る。）の支給に関する義務の
移転を申し出たときは、この規約による変更前の全国卸商業団地厚生年金基金規約（以
下「変更前の規約」という。）第 78 条の 3 の規定を適用する。

2 この基金は、平成 25 年改正法附則第 53 条第 1 項に規定する施行前基金中途脱退者
等（連合会が支給する老齢年金給付（平成 25 年改正法附則第 61 条第 1 項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第 160 条第 5 項に規定
する老齢年金給付をいう。以下この項において同じ。）の受給権を有する者を除く。）が、
この基金の加入員の資格を取得した場合であって、平成 26 年 4 月 1 日以降に連合会に
この基金へ老齢年金給付（この基金の加入員であった期間に係る老齢年金給付に限る。）
の支給に関する義務の移転を申し出たときは、変更前の規約第 78 条の 3 の規定を適用
する。この場合において、同条第 4 項中「法第 165 条第 4 項」とあるのは「平成 25

年改正法附則第53条第4項」と、同条第5項中「基金令第52条」とあるのは「平成26年経過措置政令第63条第1号」と読み替えるものとする。

3 前2項の申出は、加入員の資格を取得した日から3月以内に行わなければならない。
(適用日前の連合会移換者に関する経過措置)

第4条 変更前の規約第72条に規定する連合会移換者(平成26年3月31日までに加入員の資格を喪失した者に限る。)は、平成26年4月1日に連合会移換者でなくなるものとし、その取扱いは、この規約による変更後の規定による。
(産前産後休業にかかる標準給与の決定及び改定に関する経過措置)

第5条 第48条の規定にかかわらず、法第23条の3の規定は、平成26年4月1日以後に終了した同条第1項に規定する産前産後休業(以下「産前産後休業」という。)について適用する。

2 第51条第1項中「(法第26条第1項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額による報酬標準給与の月額とする。次項において同じ。)」については、平成26年4月以後の報酬標準給与の月額について適用する。

(産前産後休業の期間中の加入員の特例)

第6条 平成26年4月1日前に産前産後休業を開始した者については、平成26年4月1日を、その産前産後休業を開始したものとみなして、この規約による変更後の全国卸商業団地厚生年金基金規約(以下「変更後の規約」という。)第84条の2及び第86条の規定を適用する。

(未支給の給付に関する経過措置)

第7条 変更後の規約第54条の規定は、平成26年4月1日以後に同条第1項に規定する受給権者が死亡した場合について適用する。

(支給の繰下げに関する経過措置)

第8条 平成26年4月1日前に法第44条の3第2項第2号に該当する者にあつては、第59条の3第1項中「同項に定める申出があつたものとみなされる日」を「平成26年4月1日」と読み替えるものとする。

【平成26年10月31日認可 厚生労働省発年1031第20号 平成26年4月施行・法改正(追加)】
附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

【平成26年11月7日認可 厚生労働省発年1107第14号 解散計画】
附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

【平成27年4月9日認可 関厚発0409第21号 協同組合名削除】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

【平成27年6月30日認可 厚生労働省発年0630第33号 将来返上】

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、法附則第32条第1項の認可の日から施行する。

(給付に関する特例)

第2条 この基金の受給権者（第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者であって、法附則第32条第1項の認可の日前の加入員であった期間を有する者に限る。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合の、当該受給権者に支給する年金の額は、この規約による変更後の全国卸商業団地厚生年金基金規約（以下「変更後の基金規約」という。）に基づいて支給される年金の額に、次項に規定する額を加算した額とする。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しなくなったときには、本条を適用せず、該当しなくなった月の翌月から、変更後の基金規約に基づく年金額を改定する。

- (1) この基金の受給権者が老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有しない場合
- (2) この基金の受給権者が障害厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
- (3) この基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）による改正前の法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
- (4) この基金の受給権者が老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者（厚生年金保険の被保険者である者を除く。）であって、法附則第7条の4、法附則第11条の5の規定により読み替えられた法附則第7条の4又は法附則第13条の6第3項の規定により読み替えられた法附則第7条の4の規定によりその者の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合

- (5) この基金の受給権者が、法第38条の2第1項の規定による支給停止を申し出たことにより、その者の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全額につき支給が停止されている者であって、当該受給権者がこの基金に支給停止の申出をしていない場合
- (6) この基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）による改正前の法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の2分の1に相当する額の停止が解除されている場合
- (7) この基金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（以下「被保険者」という。）であるときに、その者の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部又は一部の支給が停止されている場合
- (8) この基金の受給権者が法第46条第1項に規定する70歳以上の使用される者である場合
- 2 この基金の受給権者が前項の各号のいずれかに該当する場合にその者の年金の額に加算する額は、次の各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号から第5号に該当する場合
- この規約による変更前の全国卸商業団地厚生年金基金規約（以下「変更前の基金規約」という。）を適用した場合に支給されることとなる年金の額から変更後の基金規約に基づいて支給される年金の額を控除して得た額
- (2) 前項第6号に該当する場合
- 前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 前項第7号に該当する場合
- 次のアに掲げる額とイに掲げる額を合算した額からウに掲げる額とエに掲げる額を合算した額を控除した額
- ア 当該受給権者が被保険者でなかったとした場合に支給されることとなる老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額から当該受給権者が支給を受けている老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を控除して得た額
- イ 当該受給権者が被保険者でなかったとした場合に支給されることとなるこの基金の基本年金額のうち法第132条第2項に規定する額（法第44条の3第1項の申出をした場合にあつては法第132条第4項に規定する額とする。以下この条において「代行相当額」という。）から当該受給権者が支給を受けているこの基金の基本年金額のうち代行相当額を控除して得た額

ウ この基金が法附則第32条第1項の認可を受けなかったとした場合であって、当該受給権者が被保険者でなかったとした場合に支給されることとなる老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額からこの基金が法附則第32条第1項の認可を受けなかったとした場合に当該受給権者に支給されることとなる老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を控除して得た額

エ 変更前の基金規約を適用した場合であって、当該受給権者が被保険者でなかったとした場合に支給されることとなるこの基金の基本年金額のうち代行相当額から変更前の基金規約を適用した場合に当該受給権者に支給されることとなるこの基金の基本年金額のうち代行相当額を控除して得た額

(4) 前項第8号に該当する場合

前号中「被保険者」とあるのを「法第46条第1項に規定する70歳以上の使用される者」に読み替えて同号の規定により算定した額

(給付に関する経過措置)

第3条 法附則第32条第1項の認可の前日に変更前の基金規約に基づく第1種退職年金又は第2種退職年金を受ける権利を有する者に支給する当該年金給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第4条 法附則第32条第1項の認可の日の属する月の前月までの月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第5条 加入員期間の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である者であって、第101条の2に定める基準日現在この基金の加入員である者の基本部分の最低保全給付は、同条第2項第2号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付を合算して得た給付とする。

(1) 代行年金の額に相当する部分の給付

次のア及びイに掲げる給付を合算して得た給付

ア 平成15年4月1日前の加入員期間に基づく代行年金の額（平成15年4月1日前の加入員であった期間の平均標準給与額の1,000分の7.125（附則別表の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に、平成15年4月1日前の加入員であった期間の月数を乗じて得た額（繰上げ支給の老齢厚生年金を請求した場合は当該乗じて得た額から当該乗じて得た額に第51条第3項の規定による減額率を乗じて得た額を減じた額、老齢厚生年金の

支給繰下げの申出をした場合は当該乗じて得た額と当該乗じて得た額と同条第4項の規定による増額率を乗じて得た額を加えた額。)をいう。以下この条において同じ。)に相当する部分の給付

イ 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付のうち、平成15年4月1日以降の加入員期間に基づく代行年金の額(平成15年4月1日から法附則第32条第1項の認可の日までの加入員であった期間の平均標準給与額の1,000分の5.481(別表第2の3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に、平成15年4月1日から同項の認可の日までの加入員であった期間の月数を乗じて得た額(繰上げ支給の老齢厚生年金を請求した場合は当該乗じて得た額から当該乗じて得た額に第51条第3項の規定による減額率を乗じて得た額を減じた額、老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合は当該乗じて得た額と当該乗じて得た額と同条第4項の規定による増額率を乗じて得た額を加えた額。)をいう。以下この条において同じ。)に相当する部分の給付に、以下に定める按分率を乗じて得た給付

$$\text{按分率} = A1 / B1$$

A1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、代行年金の額の算定に用いる平成15年4月1日以降の加入員期間の月数

B1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、代行年金の額の算定に用いる平成15年4月1日以降の加入員期間の月数

(2) 上乗せ年金額に相当する部分の給付

次のア及びイに掲げる給付を合算して得た給付

ア 平成15年4月1日前の加入員期間に基づく基本年金額から、平成15年4月1日前の加入員期間に基づく代行年金の額を控除して得た給付

イ 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付のうち、平成15年4月1日以降の加入員期間に基づく基本年金額から、平成15年4月1日以降の加入員期間に基づく代行年金の額を控除して得た給付に、以下に定める按分率を乗じて得た給付

$$\text{按分率} = A2 / B2$$

A2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、上乗せ年金額の算定に用いる平成15年4月1日以降の加入員期間の月数

B2 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、上乗せ年金額の算定に用いる平成15年4月1日以降の加入員期間の月数

【平成 27 年 6 月 30 日認可 厚生労働省発年 0710 第 13 号 前納】

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、法附則第 3 2 条第 1 項の認可の日から施行する。

(前納)

第 2 条 この基金は、第 1 0 1 条の 3 第 1 項の規定により、政府に 78,000,000,000 円を前納するものとする。

2 この基金は、第 1 0 1 条の 3 第 1 項の規定により、前項の規定による前納に加えて、政府に 1,200,000,000 円を前納するものとする。

【平成 27 年 7 月 16 日認可 厚生労働省発年 0716 第 19 号 支払保証事業の規定の削除】

附 則

この規約は、認可の日から施行する。

【平成 27 年 8 月 7 日認可 厚生労働省発年 0807 第 14 号 前納(追加)】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 2 7 年 8 月 1 日から適用する。

【平成 27 年 11 月 11 日認可 厚生労働省発年 1111 第 67 号 財政運営基準改正に伴う用語変更】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

【平成 28 年 1 月 26 日認可 厚生労働省発年 0126 第 33 号 被用者年金一元化法施行への対応】

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

(年金額の改定に関する経過措置)

第 2 条 加入員である者が、平成 2 7 年 9 月末日にこの規約による変更前の規約第 4 3 条第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当した場合にあっては、この規約による変更後の規約第 5 3 条、第 5 7 条及び第 6 1 条の規定を適用するものとする。

【平成 28 年 3 月 8 日認可 厚生労働省発年 0308 第 25 号 解散後不足金一括徴収】

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 2 8 年 1 月 2 7 日から適用する。

(業務経理不足見込額の徴収)

第 2 条 第 8 7 条第 4 項に規定する業務経理不足見込額の徴収は、当該業務経理不足見込

額を解散の決議をする代議員会開催日の属する月の前月末日（以下「算出基準日」という。）現在の設立事業所の加入員の報酬標準給与の月額総額に応じて按分して得た額を、算出基準日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

- 2 前項に規定する業務経理不足見込額は、納入の告知の日から10日以内に納付しなければならない。

【平成28年3月8日認可 厚生労働省発年0308第26号 分配方法変更】

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成28年1月27日から適用する。

【平成28年3月8日認可 厚生労働省発年0308第27号 残余財産交付・移換】

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成28年1月27日から適用する。

（残余財産の交付又は移換を行う設立事業所）

第2条 第102条の2第1項、第102条の3第1項（同条第3項において準用される場合を含む。）又は第102条の4第1項の規定により、残余財産の交付又は移換を申し出ることができる設立事業所の事業主は、別表第1－2に掲げる設立事業所の事業主とする。

（残余財産の交付又は移換を申し出ることができる期日）

第3条 第102条の2第1項、第102条の3第1項（同条第3項において準用される場合を含む。）及び第102条の4第1項の規定により、残余財産の交付又は移換を申し出ることができる期日は、基金の財産目録等の承認申請日までとする。

- 2 前項の申出がなかった場合は、第102条の規定により残余財産の分配を行うこととする。

別表第1-1 協同組合

(協)札幌総合卸センター、(協)帯広卸売センター、(協)北見総合卸センター、(協)旭川流通センター、(協)函館総合卸センター、(協)石狩新港卸センター、(協)青森総合卸センター、青森卸売業(協)、(協)八戸総合卸センター、(協)八戸流通センター、弘前流通団地(協)、(協)盛岡卸センター、(協)花巻総合卸センター、(協)水沢総合卸センター、(協)一関卸センター、(協)秋田卸センター、(協)横手卸センター、(協)大館総合卸センター、(協)能代商業卸センター、(協)山形流通団地、(協)米沢総合卸売センター、(協)酒田流通センター、福島卸商団地(協)、南東北総合卸センター(協)、(協)須賀川卸センター、会津若松卸商団地(協)、(協)下館総合卸センター、(協)土浦総合流通センター、(協)水戸流通センター、(協)栃木卸センター、宇都宮卸商業団地(協)、宇都宮ビジネスパーク(協)、とちぎ流通センター卸(協)、高崎卸商社街(協)、(協)前橋問屋センター、太田流通センター卸(協)、所沢卸商業(協)、(協)川越バンテアン、(協)熊谷流通センター、埼玉県南卸売団地(協)、(協)越谷卸センター、千葉総合卸商業団地(協)、船橋総合卸商業団地(協)、茂原卸商業団地(協)、木更津総合卸商業団地(協)、(協)横浜総合卸センター、(協)横浜船用品センター、小田原卸商業団地(協)、(協)横浜マーチャングライディングセンター、(協)川崎卸センター、(協)山梨県流通センター、(協)一宮繊維卸センター、岡崎問屋団地(協)、(協)豊橋総合卸センター、名古屋卸売団地事業(協)、(協)高山卸商業センター、(協)岐阜総合卸センター、(協)土岐美濃焼卸センター、多治見美濃焼卸センター(協)、(協)松阪卸センター、(協)津卸商業センター、(協)金沢問屋センター、(協)小松問屋センター、(協)福井問屋センター、(協)武生問屋センター、福井セイセンター(協)、彦根百貨卸商業(協)、大阪金物団地(協)、大阪船場繊維卸商団地(協)、泉州卸商業団地(協)、(協)新大阪センイシティ、大阪機械卸業団地(協)、(協)大阪紙文具流通センター、大阪メルカート(協)、大阪南港中古自動車(協)、大阪南港鉄鋼流通(協)、奈良県総合卸商業団地(協)、(協)豊岡卸センター、阪神総合卸商業団地(協)、(協)神戸船用品センター、加古川卸団地(協)、(協)田辺総合卸センター、(協)米子総合卸センター、(協)鳥取卸センター、(協)米子中央食品卸売団地、(協)松江卸センター、(協)益田卸センター、浜田卸商業(協)、(協)出雲流通センター、(協)岡山県卸センター、(協)津山総合食品卸売市場、(協)津山卸センター、(協)岡山機工センター、岡山県総合流通センター卸(協)、(協)三次総合卸センター、(協)ベイタウン尾道、(協)福山卸センター、(協)呉食料品卸センター、下関問屋センター(協)、(協)柳井総合卸センター、新下関卸団地(協)、防府卸団地(協)、山口県流通センター卸事業(協)、徳山卸商業団地(協)、(協)徳島卸繊維団地、徳島木材卸商業団地(協)、(協)徳島総合流通センター、(協)高松卸センター、(協)松山卸商センター、高知卸商センター(協)、飯塚卸商(協)、(協)福岡卸センター、(協)久留米繊維流通センター、(協)佐賀卸センター、(協)唐津総合卸センター、佐世保卸団地(協)、(協)長崎卸センター、熊本流通団地(協)、宮崎問屋街(協)、(協)延岡卸商業センター、鹿児島総合卸商業団地(協)、沖縄県卸商業団地(協)、(協)嘉島リバゾン、(協)仙台卸商センター

名 称	所 在 地
(略)	(略)

別表第2

生年月日別給付乗率表

生年月日	乗 率
昭和 2年 4月 1日までに生まれた者	1000分の 10.1
昭和 2年 4月 2日から昭和 3年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.96
昭和 3年 4月 2日から昭和 4年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.82
昭和 4年 4月 2日から昭和 5年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.68
昭和 5年 4月 2日から昭和 6年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.54
昭和 6年 4月 2日から昭和 7年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.41
昭和 7年 4月 2日から昭和 8年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.27
昭和 8年 4月 2日から昭和 9年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.031
昭和 9年 4月 2日から昭和10年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.931
昭和10年 4月 2日から昭和11年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.839
昭和11年 4月 2日から昭和12年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.739
昭和12年 4月 2日から昭和13年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.646
昭和13年 4月 2日から昭和14年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.546
昭和14年 4月 2日から昭和15年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.454
昭和15年 4月 2日から昭和16年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.055
昭和16年 4月 2日から昭和17年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.967
昭和17年 4月 2日から昭和18年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.879
昭和18年 4月 2日から昭和19年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.799
昭和19年 4月 2日から昭和20年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.719
昭和20年 4月 2日から昭和21年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.639

別表第2の2

1 一般男子

生 年 月 日	支給年齢
昭和28年 4月 1日までの間に生まれた者	60歳
昭和28年 4月 2日から 昭和30年 4月 1日までの間に生まれた者	61歳
昭和30年 4月 2日から 昭和32年 4月 1日までの間に生まれた者	62歳
昭和32年 4月 2日から 昭和34年 4月 1日までの間に生まれた者	63歳
昭和34年 4月 2日から 昭和36年 4月 1日までの間に生まれた者	64歳

2 女 子

生 年 月 日	支給年齢
昭和33年 4月 1日までの間に生まれた者	60歳
昭和33年 4月 2日から 昭和35年 4月 1日までの間に生まれた者	61歳
昭和35年 4月 2日から 昭和37年 4月 1日までの間に生まれた者	62歳
昭和37年 4月 2日から 昭和39年 4月 1日までの間に生まれた者	63歳
昭和39年 4月 2日から 昭和41年 4月 1日までの間に生まれた者	64歳

3 法第9条に規定する船員・坑内員たる被保険者であった期間が15年以上である者

生 年 月 日	支給年齢
昭和33年 4月 1日までの間に生まれた者	60歳
昭和33年 4月 2日から 昭和35年 4月 1日までの間に生まれた者	61歳
昭和35年 4月 2日から 昭和37年 4月 1日までの間に生まれた者	62歳
昭和37年 4月 2日から 昭和39年 4月 1日までの間に生まれた者	63歳
昭和39年 4月 2日から 昭和41年 4月 1日までの間に生まれた者	64歳

昭和 2年 4月 1日以前に生まれた者	1000分の 10.0
昭和 2年 4月 2日から昭和 3年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.86
昭和 3年 4月 2日から昭和 4年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.72
昭和 4年 4月 2日から昭和 5年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.58
昭和 5年 4月 2日から昭和 6年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.44
昭和 6年 4月 2日から昭和 7年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.31
昭和 7年 4月 2日から昭和 8年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.17
昭和 8年 4月 2日から昭和 9年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.954
昭和 9年 4月 2日から昭和10年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.854
昭和10年 4月 2日から昭和11年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.762
昭和11年 4月 2日から昭和12年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.662
昭和12年 4月 2日から昭和13年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.569
昭和13年 4月 2日から昭和14年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.469
昭和14年 4月 2日から昭和15年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 6.377
昭和15年 4月 2日から昭和16年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.978
昭和16年 4月 2日から昭和17年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.890
昭和17年 4月 2日から昭和18年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.802
昭和18年 4月 2日から昭和19年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.722
昭和19年 4月 2日から昭和20年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.642
昭和20年 4月 2日から昭和21年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 5.562

別表第3 加算年金換算率

20年	17.276
-----	--------

別表第7 加算年金残余保証期間乗率表

残余保証期間	乗率
20年	17.276
19年	16.529
18年	15.770
17年	15.001
16年	14.219
15年	13.426
14年	12.622
13年	11.805
12年	10.975
11年	10.134
10年	9.280
9年	8.413
8年	7.533
7年	6.639
6年	5.733
5年	4.812
4年	3.878
3年	2.930
2年	1.968
1年	0.991
0年	0.000

A年Bヵ月の場合の率（小数点以下4位四捨五入）
 $= A\text{年の率} + \{(A+1)\text{年の} - A\text{年の率}\} \times B / 12$

別表第10 経過遺族一時金乗率表
経過脱退一時金乗率表

加入員期間	乗 率
0 年	0. 0 0 0
1	0. 1 0 8
2	0. 2 1 6
(3)	(0. 3 2 4)

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)
 $= A年の率 + \{(A + 1) 年の率 - A年の率\} \times B / 12$

《 参考 旧別表 (H15.3.31 まで適用) 》

別表第2

生年月日別給付乗率表

生年月日	乗 率
昭和 2年 4月 1日までに生まれた者	1000分の 10.1
昭和 2年 4月 2日から昭和 3年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.96
昭和 3年 4月 2日から昭和 4年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.82
昭和 4年 4月 2日から昭和 5年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.68
昭和 5年 4月 2日から昭和 6年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.54
昭和 6年 4月 2日から昭和 7年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.41
昭和 7年 4月 2日から昭和 8年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.27
昭和 8年 4月 2日から昭和 9年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.14
昭和 9年 4月 2日から昭和10年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 9.01
昭和10年 4月 2日から昭和11年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.89
昭和11年 4月 2日から昭和12年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.76
昭和12年 4月 2日から昭和13年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.64
昭和13年 4月 2日から昭和14年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.51
昭和14年 4月 2日から昭和15年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 8.39
昭和15年 4月 2日から昭和16年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.871
昭和16年 4月 2日から昭和17年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.757
昭和17年 4月 2日から昭和18年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.643
昭和18年 4月 2日から昭和19年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.539
昭和19年 4月 2日から昭和20年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.434
昭和20年 4月 2日から昭和21年 4月 1日までの間に生まれた者	1000分の 7.330

*

昭和21年 4月 2日以降に生まれた者	1000分の 7.225
---------------------	--------------

*旧・規約第51条第1項 (H15.3.31 まで適用・下枠内) による

第51条 基本年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与月額（加入員期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。）の1000分の7.225（別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額とする。

《 参考 旧別表 (H15.10.31 まで適用) 》

別表第3 加算年金乗率表

加入員期間	乗 率	加入員期間	乗 率
10 年	0. 1 1 8 2	26 年	0. 4 8 2 6
11	0. 1 3 4 2	27	0. 5 1 3 5
12	0. 1 5 1 6	28	0. 5 4 5 0
13	0. 1 6 9 2	29	0. 5 7 7 9
14	0. 1 8 6 8	30	0. 6 1 2 3
15	0. 2 0 8 2	31	0. 6 4 6 6
16	0. 2 2 5 6	32	0. 6 8 2 9
17	0. 2 4 8 3	33	0. 7 2 1 0
18	0. 2 7 1 3	34	0. 7 6 1 5
19	0. 2 9 4 4	35	0. 8 0 4 0
20	0. 3 1 7 6	36	0. 8 4 9 0
21	0. 3 4 2 0	37	0. 8 9 6 3
22	0. 3 6 7 3	38	0. 9 4 6 3
23	0. 3 9 4 1	39	0. 9 9 1 1
24	0. 4 2 2 4	40	1. 0 5 4 9
25	0. 4 5 2 9	41	1. 1 1 3 7
		42年以上	1. 1 7 5 9

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)
 $= A年の率 + \{(A+1)年の率 - A年の率\} \times B / 12$

《 参考 旧別表 (H15.10.31 まで適用) 》

別表第4 加算年金据置乗率表

脱退時年齢	乗 率	脱退時年齢	乗 率
25 歳	6.514	43 歳	2.485
26	6.174	44	2.355
27	5.852	45	2.232
28	5.547	46	2.116
29	5.258	47	2.006
30	4.984	48	1.901
31	4.724	49	1.802
32	4.478	50	1.708
33	4.244	51	1.619
34	4.023	52	1.535
35	3.813	53	1.455
36	3.615	54	1.379
37	3.426	55	1.307
38	3.248	56	1.239
39	3.078	57	1.174
40	2.918	58	1.113
41	2.766	59	1.055
42	2.621	60歳以上	1.000

(注) A歳Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)
 $= A\text{歳の率} - \{A\text{歳の率} - (A+1)\text{歳の率}\} \times B / 12$

《 参考 旧別表 (H15.10.31 まで適用) 》

別表第5 遺族一時金乗率表
脱退一時金乗率表

加入員期間	乗 率	加入員期間	乗 率
(0 年	0. 0 0 0)	2 1 年	3. 5 1 0
(1	0. 1 0 8)	2 2	3. 7 7 0
(2	0. 2 1 6)	2 3	4. 0 4 5
3	0. 3 2 4	2 4	4. 3 3 5
4	0. 4 3 3	2 5	4. 6 4
5	0. 5 4 3	2 6	4. 9 5 3
6	0. 6 6 0	2 7	5. 2 7 1
7	0. 7 7 8	2 8	5. 5 9 4
8	0. 9 0 4	2 9	5. 9 3 2
9	1. 0 5 1	3 0	6. 2 8 5
1 0	1. 2 1 3	3 1	6. 6 3 7
1 1	1. 3 7 7	3 2	7. 0 0 9
1 2	1. 5 5 6	3 3	7. 4 0 1
1 3	1. 7 3 6	3 4	7. 8 1 6
1 4	1. 9 1 7	3 5	8. 2 5 3
1 5	2. 1 3 7	3 6	8. 7 1 4
1 6	2. 3 1 5	3 7	9. 2 0 0
1 7	2. 5 4 8	3 8	9. 7 1 3
1 8	2. 7 8 4	3 9	1 0. 2 5 5
1 9	3. 0 2 2	4 0	1 0. 8 2 8
2 0	3. 2 6 0	4 1	1 1. 4 3 2
		4 2 年以上	1 2. 0 7 0

- (注) 1. A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{年の率} + \{(A+1) \text{年の率} - A \text{年の率}\} \times B / 12$$
2. 上表の加入員期間3年未満の乗率は、第67条第1項第2号
 (脱退一時金の支給要件) に該当するときのみ適用する。

《 参考 旧別表 (H15.10.31 まで適用) 》

別表第6 遺族一時金乗率表
選択一時金乗率表

死亡時年齢 選択時年齢	乗率	死亡時年齢 選択時年齢	乗率
25 歳	1.576	43 歳	4.131
26	1.663	44	4.358
27	1.754	45	4.598
28	1.850	46	4.851
29	1.952	47	5.118
30	2.060	48	5.399
31	2.173	49	5.696
32	2.292	50	6.009
33	2.418	51	6.340
34	2.551	52	6.689
35	2.692	53	7.057
36	2.840	54	7.445
37	2.996	55	7.854
38	3.161	56	8.286
39	3.335	57	8.742
40	3.518	58	9.223
41	3.712	59	9.730
42	3.916	60歳以上	10.265

(注) A歳Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)
 $= A\text{歳の率} + \{(A+1)\text{歳の率} - A\text{歳の率}\} \times B / 12$

《 参考 旧別表 (H15.10.31 まで適用) 》

別表第7 加算年金支給済期間別乗率表

支給済期間	乗 率
0 年	10.265
1	9.807
2	9.324
3	8.814
4	8.276
5	7.709
6	7.110
7	6.478
8	5.812
9	5.109
10	4.367
11	3.585
12	2.759
13	1.888
14	0.969
15	0.000

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{年の率} - \{A \text{年の率} - (A + 1) \text{年の率}\} \times B / 12$$